

令和3年度鳥取県環境審議会(第3回) 次第

日時:令和4年3月23日(水) 午前10時30分から

場所:Web会議

1 開会

2 議事

諮問案件

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」及び「環境にやさしい県庁率先行動計画」の改訂について

3 その他

4 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和3年4月28日から令和5年4月27日まで)

| 部会 | 委員名 | 職名等 | 分野 | 出欠 |
|-----------|---------------------|--|-------------------|----|
| 企画政策 | オガタ ヒデヒコ 緒方 英彦 | 鳥取大学 農学部生命環境農学科 教授(副研究科長) | 利水 | ○ |
| | アズマ ショウコ 東 尚子 | (公財)日本環境協会 教育事業部 事業課長 | 環境教育 | ○ |
| | テジマ ヒデミツ 手島 秀光 | 公募委員 | 省エネ診断、EMS | ○ |
| | ナジマ 名島 ゆかり | NPO 法人コンシューマーズサポート鳥取 | 温暖化防止、社会教育 | ○ |
| | ヨネイ テツロウ 米井 哲郎 | 智頭石油(株) 代表取締役社長 | 自動車(EV)、再生可能エネルギー | ○ |
| 廃棄物・リサイクル | フジワラ タケシ 藤原 健史 | 岡山大学 環境生命科学研究科 教授 | 廃棄物工学、廃棄物マネジメント | ○ |
| | ウエタ ミツノリ 上田 光徳 | 鳥取市 市民生活部 環境局 廃棄物対策課 課長 | 廃棄物行政 | ○ |
| | オクムラ トモコ 奥村 知子 | 鳥取県連合婦人会 | 市民活動 | — |
| | ミワ ハルミチ 三輪 陽通 | 三光ホールディングス(株) 代表取締役 CEO | 廃棄物処理 | ○ |
| | ヤマサキ ミホ 山崎 美穂 | 環境教育・学習アドバイザー | 環境教育実践 | — |
| 大気・水質 | サイトウ タダオミ 齊藤 忠臣 | 鳥取大学 農学部生命環境農学科 准教授 | 環境・農学 | ○ |
| | アオキ カオル 青木 薫 | 米子工業高等専門学校 物質工学科 教授 | 水分析、氷温、食品 | ○ |
| | ウエダ イズミ 上田 和泉 | (株)中海テレビ放送 記者 | 報道 | — |
| | キシモト ヤスコ 岸本 康子 | せきがね湯命館 | 環境実践活動 | — |
| | タクラ キョウイチ 田倉 恭一 | (公財)鳥取県食鳥肉衛生協会 非常勤検査員 | 環境全般 | ○ |
| 温泉・地下水 | イシガ ヒロアキ 石賀 裕明 | 島根大学大学院 総合理工学研究科 地球資源環境学領域 教授 | 環境地質学 | — |
| | イトウ テツ 伊藤 徹 | (公社)日本技術士会 鳥取県支部 支部長 | 地下水 | ○ |
| | オノデラ シンイチ 小野寺 真一 | 広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授 | 水文化学、環境科学、水文地質学 | — |
| | オバタ フミコ 小幡 史子 | 鳥取大学医学部 研究員 | 細菌学 | ○ |
| | モリタ トモコ 森田 智子 | 有限会社旅館丸茂 専務 | 温泉 | ○ |
| 自然保護 | カサギ テツヤ 笠木 哲也 | 公立鳥取環境大学 環境学部環境学科 准教授 | 植物生態学 | — |
| | アカイ ノブエ 赤井 伸江 | NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事 | 自然環境保全、ビオトープ | — |
| | オカダ タマリ 岡田 珠美 | (一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、県生物学会 | 自然観察・体験等 | ○ |
| | カミヤ カナメ 神谷 要 | (公財)中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長 | 鳥類、植物 | — |
| | シオタ リエ 汐田 里絵 | (一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員 | 植物 | ○ |
| 鳥獣 | イトウ ヒロシ 伊藤 啓史 | 鳥取大学 農学部 共同獣医学科 准教授 | 獣医学 | — |
| | コダニ ヒデフミ 小谷 秀文 | 元 鳥取県鳥獣対策センター所長 | 鳥獣被害対策 | ○ |
| | ドイ カツオ 土居 克夫 | NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部 支部長 | 野鳥保護 | — |
| | フクヤス オサム 福安 修 | 佐治猟友会 会長 | 狩猟 | — |
| | ヨコヤマ マユミ 横山 真弓 | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授 | 野生動物保護管理学 | — |

出席 17 名、欠席 13 名

(事務局)

| 担当課 | 出席者 |
|----------|-------------------------------|
| 生活環境部 | |
| 環境立県推進課 | 次長 坂口 貴志、課長補佐 星見 暢貴、係長 丁田 充 |
| 脱炭素社会推進会 | 参事監 中村 吉孝、課長補佐羽田 直樹、係長 山本 尚生 |
| 総務部 総務課 | 課長 長岡 孝、課長補佐 灘尾 幸三、課長補佐 西尾 寛、 |

○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日
鳥取県条例第19号

第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関する特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

令和3年7月16日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1)開催日時及び開催場所
- (2)出席委員の氏名
- (3)委員以外の出席者の職氏名
- (4)会議に付した案件及び内容
- (5)議事の経過
- (6)その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 大気・水質部会
- 四 温泉・地下水部会
- 五 自然保護部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

- この要領は、平成13年10月 5日から施行する。
この要領は、平成15年10月27日から施行する。
この要領は、平成16年 8月30日から施行する。
この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成20年 5月26日から施行する。
この要領は、平成25年 1月11日から施行する。
この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成28年 3月16日から施行する。
この要領は、平成30年11月 6日から施行する。
この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務

鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
 - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
 - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
 - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例:○印)

鳥取県環境審議会 資料一覧

| 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」について | |
|-----------------------------|------------------------|
| 資料 1-1 | 改訂案の概要 |
| 資料 1-2 | パブリックコメントに寄せられた意見等について |
| 資料 1-3 | 改訂新旧対照表 |
| 資料 1-4 | 改訂全文案 |
| 「環境にやさしい県庁率先計画」について | |
| 資料 2-1 | 改訂骨子案について |
| 資料 2-2 | 改訂新旧対照表 |
| 資料 2-3 | 改訂全文案 |
| 鳥取県環境審議会の答申について | |
| 資料 3-1 | 諮問文書 |
| 資料 3-2 | 部会報告文書 |
| 資料 3-3 | 答申文書(案) |

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」改訂案の概要

国内外における「脱炭素」の潮流を踏まえ、鳥取県においても2050年のカーボンニュートラル達成に向け、更なる温室効果ガスの削減に係る取組を加速させ、2030年度の温室効果ガス削減目標を引き上げることに伴い「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を一部改訂する。

<主な改訂点>

(1)国内外の脱炭素を取り巻く社会情勢の変化の反映

国内外の脱炭素を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、総論などについて時点修正する。

○世界の脱炭素に向けた潮流

- ・ IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）における「第6次評価報告書（令和3年8月、令和4年2月）」
- ・ 気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）（令和3年11月）の開催

○国の削減目標の引き上げ

- ・ 2050年の温室効果ガスを実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言の表明（令和2年10月）
- ・ 2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比）の引き上げ（▲26%→▲46%）（令和3年4月）
- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和3年5月）
- ・ 「地球温暖化対策計画」及び「エネルギー基本計画」の改定（令和3年10月）

○鳥取県の取組

- ・ 2050年カーボンニュートラル宣言を表明（令和2年1月）
- ・ 鳥取県気候非常事態宣言を表明（令和4年1月）

【参考資料】国内外の動向

(2)2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比)の引き上げ(▲40%→▲60%)

及びそれを達成するための施策の追記

従来の施策に加えて、今ある技術を総動員し、「PPAを活用した太陽光発電の設置促進」「とっとり健康省エネ住宅の普及促進」「電動車をはじめとした燃費の良い自動車の普及促進」などに重点的に取り組むほか、「エネルギー基本計画の見直し」を反映させるなどして上乗せ削減目標を積み上げた結果、▲60%を実現可能な目標として設定。

今回重点的に取り組もうとする施策については、「とっとりエコライフ構想」として取りまとめて、県民に分かりやすく普及啓発を図る。

【別紙1】2030年度▲60%(2013年度比)温室効果ガス削減率内訳

【別紙2】2030年度▲60%(2013年度比)温室効果ガス排出量内訳

【別紙3】2030年度▲60%(2013年度比)に向けた上乗せ施策例

【別紙4】とっとりエコライフ構想

<今後の予定>

本日 環境審議会(全体会)の開催(イニシアティブプラン及び率先行動計画改訂最終案に対する答申)
3月末 イニシアティブプラン及び率先行動計画の改訂及び公表

温室効果ガス削減に向けた世界の動向

資料 1 - 1
参考資料

【COP26（国連気候変動枠組条約第26回締結国会議）に向けた主な動向】

| | イベント | 主な出来事 |
|----------|-------------------------|--|
| 2021.4月 | 気候変動サミット（米） | 米国、日本、カナダ等が新目標を発表 |
| 2021.6月 | G7首脳会議（英） | 1.5°C目標及び2050年までのネット・ゼロ目標を確約 |
| 2021.7月 | G20気候エネ大臣会合（伊） | 石炭火力の削減や廃止について議論されたが、石炭依存の強い新興国との間で合意が得られず |
| 2021.8月 | 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書 | 地球温暖化が人間の活動が原因で起きていると断定 |
| 2021.10月 | ノーベル物理学賞 | 地球温暖化に関する研究（真鍋氏ら）が受賞 |
| | G20首脳会議（伊） | 温室効果ガス排出量を今世紀半ばまでに実質ゼロとする等の首脳宣言を採択 |
| 2021.11月 | COP26（英） | 1.5°C以内に抑える努力目標を明記。脱石炭やEVシフトの共同声明等により「脱炭素」への方向を明示。必要に応じて22年末までに30年目標の再検討・強化を要請 |

【主要国の2030年温室効果ガス削減目標】

| | 新目標 | | 従来目標 | 基準年 |
|-----------|---------|-----------|--------|-------|
| | 各国の基準年別 | 2013年比の場合 | | |
| 米国 | 50～52% | 46% | 26～28% | 2005年 |
| EU（仏、独、伊） | 55% | 35% | 40% | 1990年 |
| 英国 | 68% | 55% | 53% | 1990年 |
| カナダ | 40～45% | 17～24% | 30% | 2005年 |
| 日本 | 46% | - | 26% | 2013年 |

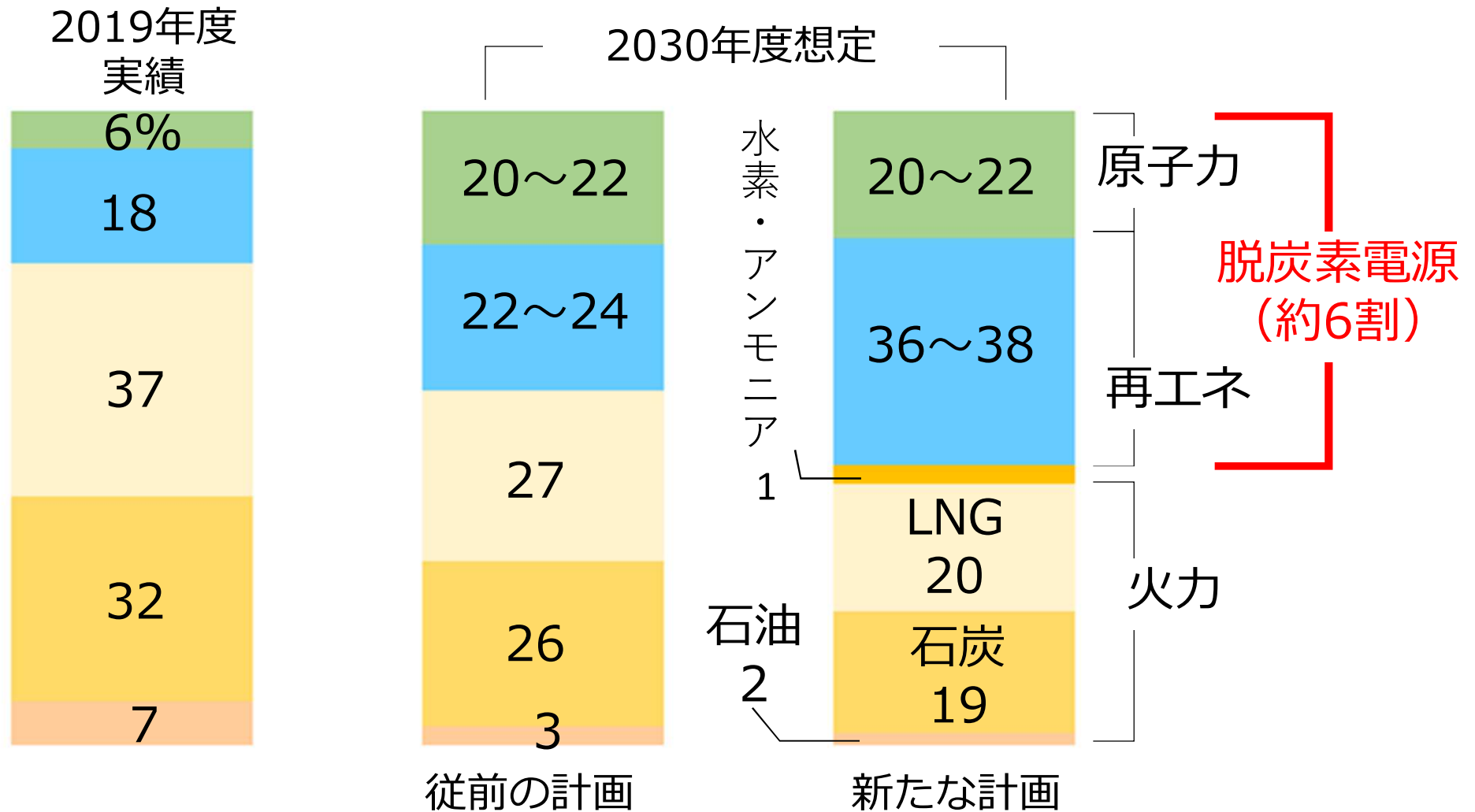
※中国、ロシアは2060年に、インドは2070年にカーボンニュートラル達成を目指すことを表明。

温室効果ガス削減に向けた国内の動向

| | 項目 | 内容 |
|-------------|-----------------------------|---|
| 令和2年10月 | 2050年カーボンニュートラル宣言 | |
| 令和3年4月 | 気候変動サミット | 2030年度温室効果ガス削減目標の大幅な引き上げ（2013年度比▲26%⇒▲46%）の発表 |
| 令和3年6月 | 地域脱炭素ロードマップの策定（国・地方脱炭素実現会議） | 今後の5年間を集中期間と位置づけ、全国各地の先行事例を全国展開し、脱炭素社会の取組を加速させる |
| 令和3年10月閣議決定 | エネルギー基本計画の見直し | 電源構成における脱炭素電源（再エネ＋原子力）を約6割に設定し、再生可能エネルギー比率を従前の22～24%から36～38%に引き上げ |
| 令和3年10月閣議決定 | 地球温暖化対策計画の見直し | 国全体の温室効果ガス削減目標▲46%の部門別内訳を決定し、実現のための対策を明記 |

温室効果ガス削減に向けた国内の動向

【エネルギー基本計画の電源構成】



温室効果ガス削減に向けた国内の動向

【地球温暖化対策計画の部門別の削減目標】

(単位：億 t-CO₂)

| | 2013年 CO ₂ 排出量 | 従来目標 | 見直し目標 |
|---|------------------------------|----------------------|---------------------|
| エネルギー起源CO ₂ | 12.35 | 9.27 △25% | 6.77 △45% |
| 企業部門 | 7.01 | 5.69 △19% | 4.05 △42% |
| 家庭部門 | 2.08 | 1.22 △39% | 0.70 △66% |
| 運輸部門 | 2.24 | 1.63 △27% | 1.46 △35% |
| エネルギー転換部門 | 1.06 | 0.73 △27% | 0.56 △47% |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、 メタン、N ₂ O | 1.34 | 1.23 △8% | 1.15 △14% |
| HFC等4ガス（フロン等） | 0.39 | 0.29 △25% | 0.22 △44% |
| 森林吸収 | — | △0.37 | △0.48 |
| 合計 | 14.08 | 10.42 △26% | 7.60 △46% |

2030年度▲60%(2013年度比)温室効果ガス削減率内訳

資料1-1
別紙1

| | | 従来削減率 (%) | 上乗せ削減率 (%) | 対策 |
|----------------|-------------------|--------------------------|------------|--|
| エネルギー基本計画の電源構成 | | ▲8.7 | ▲17.2 | 再生可能エネルギー比率の引き上げに伴う電気排出係数の向上 |
| 取組(案) | | 目安 | | |
| 家庭 | 太陽光発電(戸建普及率) | 15%導入 | ▲0.2 | ・再エネ自家消費・地産地消推進(鳥取スタイル太陽光発電(PPA)導入) ※現状:8.6%導入(約1.3万戸/15.3万戸) |
| | 健康省エネ住宅(木造新築占有割合) | 100%導入 | ▲0.1 | ・健康省エネ住宅の普及や断熱化の推進 ※現状:新築木造住宅の14%に導入済(約230戸/1600戸) |
| | エネルギー基本計画の電源構成 | | (▲5.1) | 上記▲17.2%を電力使用量で案分した再掲 |
| | 省エネ・再エネ | 2013年比約▲18%(2018年比約▲13%) | ▲3.1 | ・CO2削減意識を高める普及啓発企画 ・家庭の省エネ推進方策の研究・展開 ・再エネの地産地消推進 等 |
| 企業 | 太陽光発電(増加ペース) | 6千kW増/年 | ▲0.3 | ・再エネ自家消費・地産地消推進(鳥取スタイル太陽光発電(PPA)導入) ※現状:約3万kW/年 増加(今後のメガソーラーの新設の減、屋根貸し(PPA)等による自家消費の増を想定) |
| | エネルギー基本計画の電源構成 | | (▲12.1) | 上記▲17.2%を電力使用量で案分した再掲 |
| | 省エネ・再エネ | 2013年比約▲37%(2018年比約▲32%) | ▲15.1 | ・環境配慮経営への意識向上推進 ・EMSや環境イニシアティブの普及推進 ・省エネ診断等の活用支援 ・再エネの地産地消推進 等 |
| 運輸 | 低燃費化(ハイブリッド化を含む) | 新車更新に係る燃費向上 | ▲3.4 | ・新車更新時に燃費の良い車に乗り換え ※現状:年約2.3万台/46万台(5%)が更新(燃費は年約0.5km/l向上) |
| | 電気自動車普及 | 5%導入 | ▲0.7 | ・EV、PHV等次世代自動車の普及推進 ※現状:約EV460台、PHV920台(EV0.1%、PHV0.2%) |
| | 省エネ | 2013年比約▲6%(2018年比約▲12%) | ▲1.4 | ・エコドライブの推奨 ・自転車の活用推進 ・公共交通機関の利用環境向上 等 |
| 非エネルギー | | ▲4.9 | +1.5 | ・国の地球温暖化対策計画に準拠し、従来目標を修正 |
| 森林吸収 | | ▲6.6 | | ・森林林業振興ビジョンと整合した間伐計画による取組を推進 ・健全な森林整備によりCO2の吸収量を増加 |
| 計 | | ▲39.8 | ▲20.4 | 合計▲60.2% |

…従来の削減目標

…今回の見直し上乗せ

2030年度▲60%(2013年度比)温室効果ガス排出量内訳

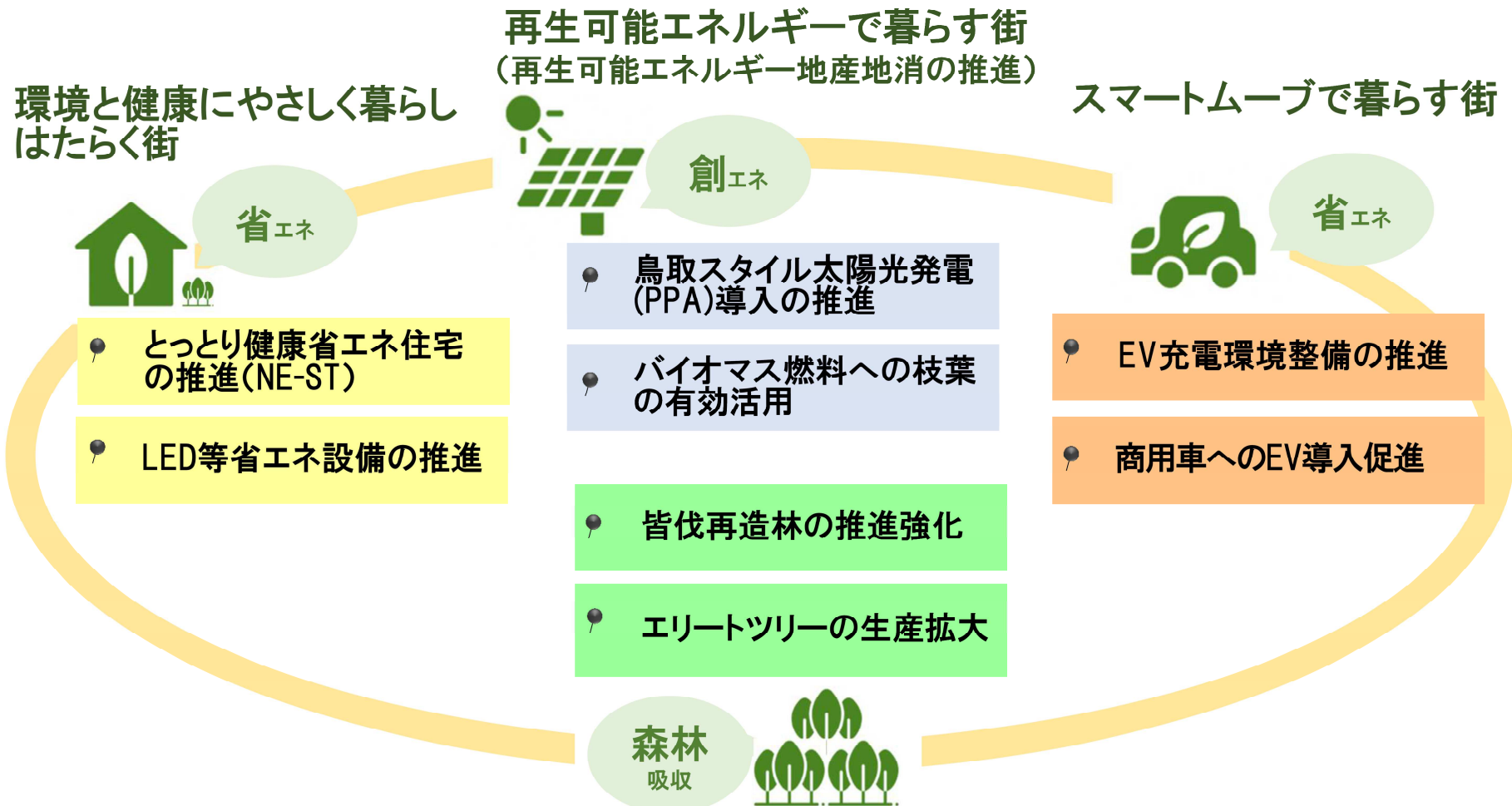
資料1-1
別紙2

(単位：千t-CO2)

| | 2013年 CO2排出量 | 従来目標 | 見直し目標 |
|-------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| エネルギー起源CO2 | 4,420 | 3,090 △30% | 2,064 △53% |
| 企業部門 | 2,291 | 1,284 △44% | 794 △65% |
| 家庭部門 | 976 | 720 △26% | 376 △62% |
| 運輸部門 | 1,153 | 1,086 △6% | 894 △22% |
| 非エネルギー起源CO2、 メタン、N2O | 713 | 521 △27% | 613 △14% |
| HFC等4ガス（フロン等） | 135 | 99 △27% | 76 △44% |
| 森林吸収 | △572 | △883 △54% | △883 △54% |
| 合計 | 4,696 | 2,827 △40% | 1,870 △60% |

| | | |
|--|----------------------------|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">太陽光発電</p> | <p>鳥取スタイルPPAによる太陽光発電導入</p> | <ul style="list-style-type: none"> 初期投資費用が不要で自家消費型太陽光発電設備の導入を進める屋根貸し太陽光発電事業「PPAモデル」について、地元の発電事業者等を中心に行う独自の『鳥取スタイルPPA』の構築について検討し、推進する。 民間企業の屋根、空き地、戸建て住宅の屋根などにおける普及促進を図ることにより、再エネ率を向上させるとともに、エネルギーの地産地消を促進することで地域経済の活性化を図る。 家庭については、2030年度までに戸建への普及率15%を目指す。 ※現状：8.6%導入（約1.3万戸/15.3万戸） また民間企業の導入について、現状は大型ソーラーなどが約3万kW/年増加しているが、固定価格買取制度（FIT）価格の低下に伴い、普及が減退することが見込まれ、鳥取スタイルPPAの普及により6千kW増/年を維持する。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">省エネ住宅</p> | <p>とっとり健康省エネ住宅普及促進事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> 新築の戸建住宅や集合住宅を対象とした県独自のとっとり健康省エネ住宅基準（NE-ST）を策定し、基準に適合する住宅の普及を推進する。 戸建住宅の改修を対象とした県独自のとっとり健康省エネ住宅改修基準（ReNE-ST）を策定し、基準に適合する住宅の普及を推進する。 現状は新築木造住宅の14%（約230戸/1600戸）に導入しているが、2030年度までに100%を目指す。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動車</p> | <p>自動車の電動化等の普及に伴う燃費向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> 自動車のハイブリッド化を含む電動化の推進に伴い、低燃費化が促進される。 ※従来目標においても燃費向上については見込んでいたが、それを上回る燃費向上が期待される。 |
| | <p>電気自動車普及促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車への取得支援やEV充電器の設置促進により、EV、PHV等次世代自動車の普及推進を図る。 2030年度までに5%の普及を目指す。 ※現状：約EV460台、PHEV920台（EV0.1%、PHV0.2%） |

地球環境と健康を守りながら、快適に賢く住もうライフスタイルへの転換により、地球温暖化をストップ



令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン改訂に寄せられた意見等について

国による2030年度温室効果ガス削減目標の引き上げ、エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画の改定など、政府方針の変化を踏まえ、本県においても「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく県の環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂することとし、改訂に際し、パブリックコメントに寄せられた県民意見等を反映した。

1 パブリックコメントに寄せられた意見等

(1)実施期間: 令和4年2月25日(金)から3月11日(金)まで(15日間)

(2)意見総数: 18件(個人11人)

(3)主な意見と対応方針

<対応の区分> 盛込済(◎)、反映(○)、その他(—)

| 項目 | 件数 | 主な意見 | 対応方針(案) | 対応 |
|------------|----|------------------------|---|----|
| 削減目標関連 | 4 | ・良い計画である | — | — |
| 農林水産業関連 | 6 | ・森林吸収源対策を分かりやすく記述してほしい | 別途策定している「とっとり森林・林業振興ビジョン」に基づき実施している事業などの具体例を追記するなどして分かりやすく記載する。 | ○ |
| | | ・海洋生物による炭素吸収の促進を検討すべき | 海藻等による炭素吸収の促進について追記する。 | ○ |
| 脱炭素エネルギー関連 | 4 | ・県の再エネ導入施策を記述してほしい | 家庭や事業所における太陽光発電をはじめ、地域と地元企業等が連携して行う小水力発電やバイオマス発電など、自然や地域と調和した再エネ導入に取り組むこととしている。 | ◎ |
| その他 | 4 | ・専門用語について分かりやすく記述してほしい | 注釈を加えるなどしてより分かりやすく記載する。 | ○ |
| | 18 | | | |

2 県議会からの意見等

<対応の区分> 反映(○)

| 項目 | 件数 | 主な意見 | 対応方針(案) | 対応 |
|---------|----|---------------------------------|------------------------|----|
| 農林水産業関連 | 1 | ・豊かな海を後世に残すために藻場の再生・磯焼け対策を強化すべき | 海藻等による炭素吸収の促進について追記する。 | ○ |

| 現行 | 見直し案 |
|--|--|
| 表紙 令和2年3月 | 表紙 令和2年3月 (令和4年3月改訂) |
| 目次 | 目次 |
| 第1章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの基本的事項 1 | 第1章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの基本的事項 1 |
| 1 はじめに 1 | <u>1 はじめに</u> 1 |
| 2 環境を取り巻く世界の情勢 2 | <u>2 環境を取り巻く世界の情勢</u> 3 |
| 3 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの性格と役割・関連計画との関係 4 | 3 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの性格と役割・関連計画との関係 6 |
| 4 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの目標期間 4 | 4 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの目標期間 6 |
| 第2章 鳥取県の現状と課題（第2期とっとり環境イニシアティブプランの実績評価） 6 | 第2章 鳥取県の現状と課題（第2期とっとり環境イニシアティブプランの実績評価） 8 |
| 1 エネルギーシフトの率直的な取組 6 | 1 エネルギーシフトの率直的な取組 8 |
| 2 NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 7 | 2 NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 9 |
| 3 環境負荷低減の取組が経済活動として成立する社会システムの実現 11 | 3 環境負荷低減の取組が経済活動として成立する社会システムの実現 13 |
| 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 14 | 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 16 |
| 5 安全で安心して暮らせる生活環境の実現 17 | 5 安全で安心して暮らせる生活環境の実現 19 |
| 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 19 | 6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 21 |
| 第3章 今後の環境施策の展開 21 | 第3章 今後の環境施策の展開 23 |
| 環境分野における SDGs の達成に向けて 21 | <u>環境分野における SDGs の達成に向けて</u> 23 |
| I 循環型社会の構築 30 | I 循環型社会の構築 33 |
| II 低炭素社会の実現 34 | <u>II 脱炭素社会の実現</u> 37 |
| III 自然・生物との共生 39 | <u>III 自然・生物との共生</u> 44 |
| IV 生活環境の保全 42 | IV 生活環境の保全 47 |
| V 環境活動の協働 46 | <u>V 環境活動の協働</u> 51 |
| 参考1 温室効果ガスの排出抑制等の計画 50 | <u>参考1 温室効果ガスの排出量の削減等の計画</u> 55 |
| 参考2 地域気候変動適応計画 51 | 参考2 地域気候変動適応計画 58 |
| 参考3 鳥取県の取組方針 56 | 参考3 鳥取県の取組方針 63 |
| 第4章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの推進体制等 57 | 第4章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの推進体制等 64 |
| 1 各主体の連携・役割 57 | 1 各主体の連携・役割 64 |
| 2 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進行管理 58 | 2 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進行管理 65 |

1 はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、平成8年10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（以下、「基本条例」といいます。）を制定しました。

この基本条例に基づき、平成11年3月に「鳥取県環境基本計画」を策定し、地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応のため、平成17年2月に「鳥取県環境基本計画」を改定、東日本大震災を契機とした新たな環境問題への取組のため、平成24年3月に現計画である「第2次鳥取県環境基本計画」を策定してきました。

平成23年度には、『NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』ことを目標とし、平成23年度から令和2年度までの10年間に講じるべき施策の基本的方向性を示すとともに、平成23年度及び平成27年度にその実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、施策を展開してきました。

2期にわたる「とっとり環境イニシアティブプラン」において、県民の皆さんとともに環境立県を目指して取り組んできた結果、一般廃棄物のリサイクル率の増加【23.3%（平成21年度末）⇒31.2%（平成29年度末）】、県内一般家庭の消費電力をほとんど賄えるほどの再生可能エネルギーの導入【発電容量約66万kW（平成22年度末）⇒約100万kW（平成30年度末）】など全国トップレベルの水準にまで至りました。

一方、第2次鳥取県環境基本計画の策定から9年が経ち、この間に国内外において環境に関連する大きな動きが生じてきています。「持続可能な開発目標(SDGs)の採択」(平成27年9月)、「パリ協定の採択」(平成27年12月)、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「プラスチック資源循環戦略」などの政府による戦略策定(令和元年5月～6月)及び「G20での大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択」(令和元年6月)など、環境を取り巻く世界の情勢が大きく変化しています。また、国内外で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて、行動を起こしはじめています。

令和の新時代の幕開けに際し、この大きな転換に対応すべく、鳥取の豊かな環境と自然を後世に引き継ぎ、持続可能な社会をこの鳥取の地から創造していくため、県、市町村、企業・団体、そして県民の皆さん、あらゆる主体が環境実践に取り組んでいく考えのもと、第2次鳥取県環境基本計画期間終了に先立ち、新たな鳥取県環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定することとします。

1 はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、平成8年10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（以下、「基本条例」といいます。）を制定しました。

この基本条例に基づき、平成11年3月に「鳥取県環境基本計画」を策定し、地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応のため、平成17年2月に「鳥取県環境基本計画」を改定、東日本大震災を契機とした新たな環境問題への取組のため、平成24年3月に現計画である「第2次鳥取県環境基本計画」を策定してきました。

平成23年度には、『NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』ことを目標とし、平成23年度から令和2年度までの10年間に講じるべき施策の基本的方向性を示すとともに、平成23年度及び平成27年度にその実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、施策を展開してきました。

2期にわたる「とっとり環境イニシアティブプラン」において、県民の皆さんとともに環境立県を目指して取り組んできた結果、一般廃棄物のリサイクル率の増加【23.3%（平成21年度末）⇒31.2%（平成29年度末）】、県内一般家庭の消費電力をほとんど賄えるほどの再生可能エネルギーの導入【発電容量約66万kW（平成22年度末）⇒約100万kW（平成30年度末）】など全国トップレベルの水準にまで至りました。

一方、第2次鳥取県環境基本計画の策定から9年が経ち、この間に国内外において環境に関連する大きな動きが生じてきています。「持続可能な開発目標(SDGs)の採択」(平成27年9月)、「パリ協定の採択」(平成27年12月)、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「プラスチック資源循環戦略」などの政府による戦略策定(令和元年5月～6月)及び「G20での大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択」(令和元年6月)など、環境を取り巻く世界の情勢が大きく変化しています。また、国内外で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて、行動を起こしはじめています。

令和の新時代の幕開けに際し、この大きな転換に対応すべく、鳥取の豊かな**自然と環境**を**後世**に引き継ぎ、持続可能な社会をこの鳥取の地から創造していくため、県、市町村、企業・団体、そして県民の皆さん、あらゆる主体が環境実践に取り組んでいく考えのもと、第2次鳥取県環境基本計画期間終了に先立ち、新たな鳥取県環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を**令和2年3月に策定しました。**

その後、政府による2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言（令和2年10月）や気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）におけるグラスゴー気候合意（令和3年11月）等により、国内はもとより世界の国々で“脱炭素社会の実現”に向けた取組が加速しています。鳥取県においても政府に先駆け、2050年カーボンニュートラル宣言を表明（令和2年1月）するとともに、鳥取県気候非常事態を宣言（令和4年1月）し、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局に向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにしました。そこで従来から取り組んできた温室効果ガス削減に向けた取組をさらに加速させるため、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランを一部改訂し、この計画を県民の皆さんと広く共有します。

※温室効果ガスの定義を脚注で記載

主な温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）のほかメタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

(4)地球温暖化の防止・気候変動への適応

平成27年(2015年)12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、「パリ協定」が採択されました。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つこと、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡(世界全体でのカーボンニュートラル¹⁾)を達成することを目指すこと等が規定され、歴史上初めて、全ての加盟国が温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとして世界の注目を集めました。

日本においても、平成28年(2016年)5月に策定された地球温暖化対策計画の中で、令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で26.0%減とする中間目標と、令和元年(2019年)6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、令和32年(2050年)までに、80%の削減に大胆に取り組むことを掲げました。

また、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響による被害の防止・軽減等を図る気候変動適応の取組を促進するため、平成30年(2018年)12月1日に「気候変動適応法」が施行されました。

(4)地球温暖化の防止・気候変動への適応

平成27年(2015年)12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、「パリ協定」が採択されました。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力¹⁷⁾を達成することを目指すこと等が規定され、歴史上初めて、全ての加盟国が温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとして世界の注目を集めました。

日本においても、平成28年(2016年)5月に策定された地球温暖化対策計画の中で、令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で26.0%減とする中間目標と、令和元年(2019年)6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、令和32年(2050年)までに、80%の削減に大胆に取り組むことを掲げました。

そして、令和3年(2021年)11月、気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、「グラスゴー気候合意」が採択され、平均気温上昇の幅を1.5℃以内に抑える努力を追求し、今世紀半ばのカーボンニュートラルとその重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれるなど、世界各国でカーボンニュートラルに向けた取組の加速が求められています。

日本においても、令和2年(2020年)10月には菅首相(当時)が2050年の温室効果ガスを実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言を表明するとともに、気候変動サミット(令和3年(2021年)4月)において各国が2030年までの温室効果ガスの削減目標の大幅な引き上げを表明する中、従来の削減目標を大きく引き上げ、「2013年度比で46%削減、さらに50%削減の高みを目指す」とする目標を表明しました。

政府は、この新たな削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正(令和3年(2021年)5月)を行い、「2050年カーボンニュートラルの実現」を明記して政策の継続性・予見性を高めるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営を促進するための仕組みを創設しました。

また既存技術を活用した徹底した省エネと再生可能エネルギーの最大限の導入により、2030年度までに脱炭素地域を実現し、全国津々浦々に脱炭素ドミノを起こすことを目的とした「地域脱炭素ロードマップ」を策定(令和3年(2021年)6月)するとともに、新たな2030年度削減目標の裏付けとなる対策・施策を明記するなど新目標実現の道筋を描いた「地球温暖化対策計画」の改定(令和3年(2021年)10月)、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」について再生可能エネルギーの電源比率を約4割に増やすなどエネルギー政策の道筋を示した「第6次エネルギー基本計画」の改定(令和3年(2021年)10月)を行いました。

さらに、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響による被害の防止・軽減等を図る気候変動適応の取組を促進するため、平成30年(2018年)12月1日に「気候変動適応法」が施行されました。

¹ ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。

¹⁷ ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。

II 低炭素社会の実現

パリ協定の採択と長期成長戦略の制定を受けて、低炭素、脱炭素のムーブメントが起こっています。

SDGs ゴール7の「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」では、「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」を目標としています。安全でクリーンな再生可能エネルギーが普及することで、持続可能なエネルギー提供ができることとなります。また、再生可能エネルギーに関する取組は気候変動の緩和策として地球温暖化対策の重要な役割を担います。

SDGs ゴール13の「気候変動に具体的な対策を」では、「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」として、温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することを目標としています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書は、温室効果ガスの継続的な排出が気候システムに長期にわたる変化をもたらす、それによって人々や生態系が深刻で不可逆的な影響を受ける可能性があることを指摘しています。

RCP8.5 シナリオ²によると、21世紀末の日本の年平均気温は3.4～5.4℃上昇し、真夏日・猛暑日が増加するとともに短時間強雨の発生回数も増加すること等が予測されており、中国地方に多くの被害をもたらした平成30年7月豪雨、県内の最高気温を24年ぶりに更新した同年の猛暑、東日本で記録的な降水量等を観測した令和元年台風第15号・第19号など、既に気候変動に伴う自然の脅威が増してきています。

本県も、気候変動への危機感や、美しく豊かな自然環境を次世代に伝える意識を多くの人々が共有し、温室効果ガスである二酸化炭素を減らしていく「低炭素社会」へ取り組んでいくことが必要となります。

環境や暮らしと調和した再生可能エネルギー導入の推進、地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の構築を目指して取り組むことで「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の達成を目指します。建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進、EV・PHV 普及やモーダルシフト等によるCO₂削減、気候変動に伴う影響やリスクを軽減させるための施策を推進することで「気候変動に具体的な対策を」の達成に繋がります。

II 脱炭素社会の実現

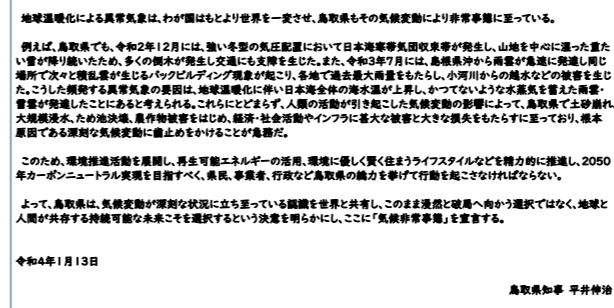
パリ協定の採択と長期成長戦略の制定を受けて、~~低炭素~~脱炭素のムーブメントが起こっています。

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）における「第6次評価報告書第1作業部会報告書（令和3年（2021年）8月）」の中で、地球温暖化の原因として、人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと結論付けており、世界平均気温は産業革命以前~~工業化前~~と比べて2011～2020年で1.09℃上昇したとされ、これは過去10万年で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであり、熱波と干ばつの同時発生、火災の発生しやすい高温、乾燥、強風等の気象条件や極端な降雨や河川氾濫と高潮の組み合わせによる洪水をはじめとした「複合的な極端現象」の発生確率を高めっていると指摘されています。また、気温の将来予測については、21世紀半ばに実質CO₂排出ゼロが実現する最善シナリオにおいても2021～2040年の平均気温上昇は産業革命以前と比べて1.5℃に達する可能性があるとする一方、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオにおいては、今世紀末までに最大5.7℃の上昇が予測されています。

日本においても猛暑日など極端な高温や大雨の増加等が予測されている中、鳥取県でも中国地方に多くの被害をもたらした平成30年7月豪雨、県内の最高気温を24年ぶりに更新した同年の猛暑をはじめ、令和2年（2020年）12月には強い冬型の気圧配置において日本海寒帯気団収束帯が発生したことによる大雪、令和3年（2021年）7月には島根県沖から雨雲が急速に発達し、同じ場所で次々と積乱雲が生じるバックビルディング現象による記録的大雨など、既に気候変動に伴う自然の脅威が増してきています。

このような状況の中、気候変動への危機感を県民の皆さんに共有していただき、~~二酸化炭素~~CO₂等の温室効果ガスの排出量を減らし「2050年脱炭素社会の実現」へ取組を進めるため、令和4年（2022年）1月に本県は鳥取県気候非常事態を宣言しました。

鳥取県気候非常事態宣言



SDGs ゴール7の「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」では、「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」を目標としています。安全でクリーンな再生可能エネルギーが普及することで、持続可能なエネルギー提供ができることとなります。また、再生可能エネルギーに関する取組は、気候変動の緩和策として地球温暖化対策の重要な役割を担っています。

SDGs ゴール13の「気候変動に具体的な対策を」では、「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」として、温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することを目標としています。

環境や暮らしと調和した再生可能エネルギー導入の推進、地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の構築を目指して取り組むことで「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の達成を目指します。建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進、EV・PHV 普及やモーダルシフト等によるCO₂削減、気候変動に伴う影響やリスクを軽減させるための施策を推進することで「気候変動に具体的な対策を」の達成に繋がります。

² RCPは、IPCC 第5次評価報告書で評価された研究にも用いられた、温室効果ガスの代表的濃度経路(Representative Concentration Pathways)のこと。RCP8.5は4種類のシナリオのうち、温室効果ガス排出が非常に高く、世界の平均気温上昇が最も大きくなりうるシナリオ。

基本的な考え方

鳥取の健全で恵み豊かな自然を持続可能なものにしていくためには、多様化・深刻化してきた環境問題等の解決には、個人一人ひとりの取組、一企業内での取組、特定の地域だけでの単独の取組では難しい状況です。

県民一人ひとりの生活・行動である「暮らし」、県民の活動の拠点となる「地域」、また「暮らし」と「地域」の中に共存する企業等の「経済」、これら3つのステージにおいて、それぞれに関与する人々が、次のような環境に対する意識を高め、相互に補い合いながら取り組むことで、鳥取の健全で恵み豊かな持続可能な社会が可能となっていきます。

各施策を検討するにあたり、各ステージにどのような課題が存在し、どうした取組を行っていく必要があるのか考え、今後の施策の方向性を検討しました。

(1)暮らし

環境課題を解決するためには、県民一人ひとりが率先して環境に配慮した行動をしていくことが重要です。

- 生活の中で、ごみを生じない、出さない行動が当たり前実践されている。
- 「安さ」や「便利さ」のみを求める消費から転換し、環境に価値を見出す製品・サービスを求める。
- 誰もが環境保全活動等へ積極的に参加する。

(2)地域

県民や企業など各主体が、持続的に環境に配慮した取組を継続していく、また大きな運動とするためには地域が後押しする社会であることが必要です。

- 環境に配慮した取組が普通となる社会を形成する。
- 県民や企業等を結びつけ、地域全体での気運を醸成する。

(3)経済

環境課題を解決するためには経済との関わりが重要となります。

企業自らの環境に配慮した取組のみならず、産み出す製品・サービスに対しても環境に配慮したものへ転換していく必要があります。

- 企業が、利益追求の考え方だけでなく、より一層、環境配慮を重視した経営にシフトする。
- 地域や県民のニーズを敏感に察知しながら、環境に価値を見出す製品・サービスを積極的に展開する。
- 企業価値を高めるため県民や地域とともに、環境に関するCSR活動を積極的に実施する。

これら「暮らし」、「地域」、「経済」の3つのステージにおいて、様々なステークホルダーの行動・取組が互いに作用し合いながら、持続的に発展可能な大きな循環を生む仕組みを目指します。



図2 本県における環境に対する考え方

基本的な考え方

鳥取の健全で恵み豊かな自然を持続可能なものにしていくためには、多様化・深刻化してきた環境問題等の解決には、個人一人ひとりの取組、一企業内での取組、特定の地域だけでの単独の取組では難しい状況です。

県民一人ひとりの生活・行動である「暮らし」、県民の活動の拠点となる「地域」、また「暮らし」と「地域」の中に共存する企業等の「経済」、これら3つのステージにおいて、それぞれに関与する人々が、次のような環境に対する意識を高め、相互に補い合いながら取り組むことで、鳥取の健全で恵み豊かな持続可能な社会が可能となっていきます。

各施策を検討するにあたり、各ステージにどのような課題が存在し、どうした取組を行っていく必要があるのか考え、今後の施策の方向性を検討しました。

(1)暮らし

環境課題を解決するためには、県民一人ひとりが率先して環境に配慮した行動をしていくことが重要です。

- 生活の中で、**省エネルギー活動**やごみを生じない、出さない行動が当たり前実践されている。
- 「安さ」や「便利さ」のみを求める消費から転換し、環境に価値を見出す製品・サービスを求める。
- 誰もが環境保全活動等へ積極的に参加する。

(2)地域

県民や企業など各主体が、持続的に環境に配慮した取組を継続していく、また大きな運動とするためには地域が後押しする社会であることが必要です。

- 環境に配慮した取組が普通となる社会を形成する。
- 県民や企業等を結びつけ、地域全体での気運を醸成する。

(3)経済

環境課題を解決するためには経済との関わりが重要となります。

企業自らの環境に配慮した取組のみならず、産み出す製品・サービスに対しても環境に配慮したものへ転換していく必要があります。

- 企業が、利益追求の考え方だけでなく、より一層、環境配慮を重視した **ESG** 経営にシフトする。
- 地域や県民のニーズを敏感に察知しながら、環境に価値を見出す製品・サービスを積極的に展開する。
- 企業価値を高めるため県民や地域とともに、環境に関するCSR活動を積極的に実施する。

これら「暮らし」、「地域」、「経済」の3つのステージにおいて、様々なステークホルダーの行動・取組が互いに作用し合いながら、持続的に発展可能な大きな循環を生む仕組みを目指します。



図2 本県における環境に対する考え方

II 低炭素社会の実現



<目指す将来の姿>

- 再生可能エネルギーが、住民理解のもと、環境と調和しながら導入が進み、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されている。
- 再生可能エネルギー由来の水素の活用が進み、新たな産業や雇用が創出されている。
- 2050年二酸化炭素実質ゼロに向けて、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」の相乗効果により、低炭素社会化が進んでいる。
- 気候変動への戦略的適応等により、地域社会のレジリエンス向上が実現している。

取組の方向性

地球温暖化が一因と考えられる異常気象の発生等によって、世界各地の自然環境や社会・経済活動に様々な影響が生じている中、気候変動対策は国際社会が連帯して取り組むべき使命であると同時に、持続可能な未来に向けて私たち一人ひとりが向き合い、行動すべき重要な課題であるといえます。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」と示唆され、気候変動に対する危機感や意識の高まりは、国や地域・企業を含むあらゆる主体へと拡大しつつあります。

脱炭素化に向けた世界的な潮流が一層加速する中、本県は令和2年1月に、長期的な目標として2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明しました。

この目標を現実のものとするためには、県民皆が気候変動の脅威から地域の未来を守る思いをひとつにし、「暮らし」・「地域」・「経済」のステージにおいて、目指すべき脱炭素社会のビジョンを共有しながら、県民一丸となって自発的に取り組んでいくことが重要になってきます。

本プランでは2050年の長期目標を見据えた道筋として次の7項目を基本方針に掲げました。計画期間内において、県全体で脱炭素化に向けた一歩を力強く踏み出し取組を加速することで、鳥取の地から脱炭素社会の実現をリードしていきます。

II 脱炭素社会の実現



<目指す将来の姿>

- 再生可能エネルギーが、住民理解のもと、環境と調和しながら導入が進み、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されている。
- 再生可能エネルギー由来の水素の活用が進み、新たな産業や雇用が創出されている。
- 2050年二酸化炭素(CO₂)実質ゼロに向けて、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」の相乗効果により、脱炭素社会化が進んでいる。
- 気候変動への戦略的適応等により、地域社会のレジリエンス向上が実現している。

取組の方向性

人間活動を原因とする地球温暖化が一因と考えられる異常気象の発生等によって、世界各地の自然環境や社会・経済活動に様々な影響が生じている中、気候変動対策は国際社会が連帯して取り組むべき使命であると同時に、持続可能な未来に向けて私たち一人ひとりが向き合い、行動すべき重要な課題であるといえます。

2015年のパリ協定及び2021年のグラスゴー気候合意により、「平均気温上昇の幅を産業革命以前と比べて1.5℃以内に抑える努力を追求し、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる2030年に向けた各国の野心的な対策の必要性」が国際的に広く共有され、気候変動に対する危機感や意識の高まりは、国や地域・企業を含むあらゆる主体へと拡大しつつあります。

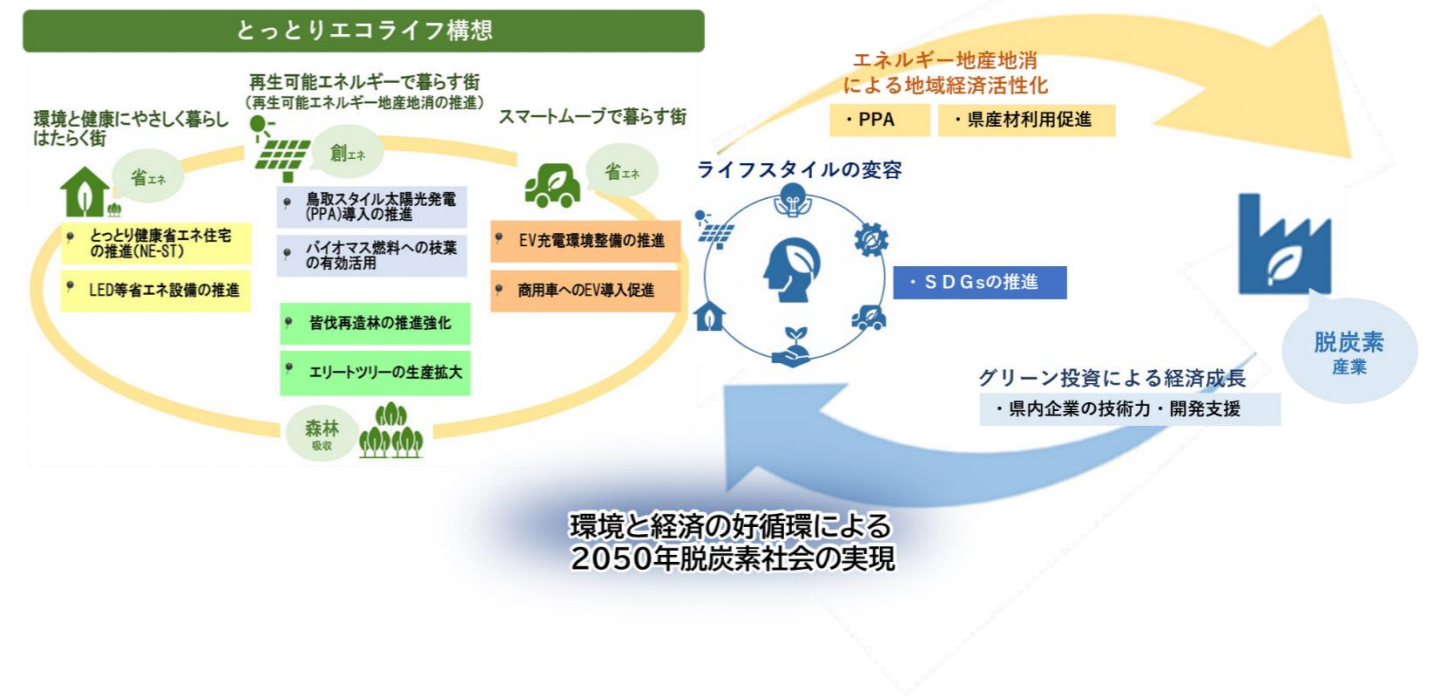
脱炭素化に向けた世界的な潮流が一層加速する中、本県は、2050年カーボンニュートラルを表明(令和2年(2020年)1月)するとともに、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局へ向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにするため、令和4年(2022年)1月に鳥取県気候非常事態を宣言しました。

この目標を現実のものとするためには、県民皆が気候変動の脅威から地域の未来を守る思いをひとつにし、「暮らし」・「地域」・「経済」の場面において、目指すべき脱炭素社会のビジョンを共有しながら、県民一丸となって自発的に取り組んでいくことが重要になってきます。

本プランでは2050年の長期目標を見据えた道筋として次の7項目を基本方針に掲げました。計画期間内において、県全体で脱炭素化に向けた一歩を力強く踏み出し取組を加速することで、鳥取の地から脱炭素社会の実現をリードしていきます。

また、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、「暮らしの質の向上」「経済活動の維持・成長」「レジリエンス(災害への対応力)向上」などの視点をもって施策を推進することとし、新たに「とっとりエコライフ構想」を目指すべき鳥取県の姿として提唱します。これにより環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を図るとともに、エネルギーの地産地消と新技術開発等による地域経済の活性化により、環境と経済の好循環による2050年脱炭素社会の実現を目指します。

環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換
「エネルギー消費の地産地消」と「新技術開発等」による地域経済の活性化



①環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業等が主体となった再生可能エネルギー導入の推進

本県では東日本大震災以降、積極的に再生可能エネルギーの導入を推進した結果、県内の電力需要に占める再生可能エネルギーの割合は全国でも上位となっています。しかしながら、現状ではエネルギーの多くを石油や石炭などの化石燃料に頼っており、今後、低炭素社会を実現させていくためには、再生可能エネルギーのさらなる導入が不可欠となっています。

また、これまでの大規模な開発を伴う設備導入から転換し、今後は自然環境や住民生活との調和を図るとともに県内の家庭、企業・団体など地域が主体的に再生可能エネルギーを自らの活動に活用するなど再生可能エネルギーが地域にとって身近な存在となる取組が求められます。

<主な取組>

- ・県内における更なる再生可能エネルギーの導入を目指して、家庭に加えて企業・事業所等での新技術（窓や外壁等の建材一体型太陽光発電等）を活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・生産コスト等の削減や未利用空間の有効活用等の課題解決にも繋がる、農地や農業水利施設、工場・駐車場の屋上等での再生可能エネルギーシェアリングを推進します。
- ・地域住民や地元企業等が連携して行う小水力発電や木質バイオマス等の地域資源を活用した地産地消型のエネルギー利用を推進します。
- ・自然や地域と調和した再生可能エネルギーの導入のため、地域の住民や団体の合意のもと事業を進めるための手続など国等の動向も注視しながら仕組みを検討します。

①環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業等が主体となった再生可能エネルギー導入の推進

本県では東日本大震災以降、積極的に再生可能エネルギーの導入を推進した結果、県内の電力需要に占める再生可能エネルギーの割合は全国でも上位となっています。しかしながら、現状ではエネルギーの多くを石油や石炭などの化石燃料に頼っており、今後、脱炭素社会を実現させていくためには、再生可能エネルギーのさらなる導入が不可欠となっています。

また、これまでの大規模な開発を伴う設備導入から転換し、今後は自然環境や住民生活との調和を図るとともに県内の家庭、企業・団体など地域が主体的に再生可能エネルギーを自らの活動に活用するなど再生可能エネルギーが地域にとって身近な存在となる取組が求められます。

<主な取組>

- ・地域内事業者による自家消費型の屋根貸し太陽光発電設備による太陽光発電（以下、「鳥取スタイル PPA」という。）の普及を促進します。
- ・県内における更なる再生可能エネルギーの導入を目指して、家庭や企業・事業所等において、既存の手法に加えて、新たに開発される技術を積極的に紹介し、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・生産コスト等の削減や未利用空間の有効活用等の課題解決にも繋がる、農業集落排水処理施設などの下水処理施設、農地や農業水利施設、工場や駐車場の屋上等農地や農業水利施設、農業集落排水処理施設などの下水処理施設、工場・駐車場の屋上等での再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・地域住民や地元企業等が連携して行う小水力発電や木質バイオマス等の地域資源を活用した地産地消型のエネルギー利用を推進します。
- ・自然や地域と調和した再生可能エネルギーの導入のため、地域の住民や団体の合意のもと事業を進めるための手続など国等の動向も注視しながら仕組みを検討します。

※脚注への追記 鳥取スタイル PPA

PPA は「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略で、鳥取スタイル PPA とは施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の県内の発電事業者が太陽光発電設備を設置し、地域新電力会社と連携して発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供（自家消費）する仕組みで、再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために実施する事業スタイル。

②地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の推進

地域で作った再生可能エネルギーを地域内で利用することは、温室効果ガスの削減に資するとともに、地域の富が地域内で循環することにも繋がります。特に県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給することは、従来、県外の電力事業者に支払っていた料金が、県内で循環することになり、地域経済の好循環に繋がると期待されます。

さらに、蓄電システムや自営線等を活用して地域内で完結した電力供給システムを構築することで、より効率的なエネルギーの地産地消が進むだけでなく、災害に対するレジリエンスの向上に繋がると期待されます。

一方、再生可能エネルギーは、春や秋など電力需要の少ない時期に余剰電力が発生したり、天候や時間帯等により発電量が左右されるなど不安定な電源であるため、余剰電力を貯めるとともに必要に応じて供給するなどの需給調整が必要になります。今後は、蓄電システムの導入やIoT技術を活用した電力の需給調整等の検討を通じて地域での再生可能エネルギーの有効活用を進めていく必要があります。

<主な取組>

- ・家庭や事業所等において蓄電池やV2H³等の導入を進めて再生可能エネルギー利用の効率化を図ります。
- ・家庭用太陽光発電の卒FIT電力について地域新電力への売電を進める等、地域新電力による地産電力の確保を強化します。
- ・地域の発電設備や蓄電池などをIoT技術で統合的に制御して電力の需給調整に活用する「バーチャルパワープラント（VPP）⁴」の導入を進めます。
- ・地域の再生可能エネルギーと自営線を活用したマイクログリッドの構築を検討します。

③再生可能エネルギー由来の水素を地域のエネルギーとして活用する「水素タウン」の推進

本県では、再生可能エネルギー由来の水素の製造から暮らしの中での活用までを一体的に学べる全国初の学習施設を整備し、太陽光発電を利用して車両に水素を供給するステーションを日本海側で初めて整備するなど、水素社会の実現に向けた取組を全国に先駆けて進めてきました。

再生可能エネルギー由来の水素は製造から使用までの全工程でCO₂を排出しない「カーボンフリー」なエネルギーです。また再生可能エネルギーの余剰電力の貯蔵に関して、自然放電してしまう蓄電池に対して、水素に変換しておくことで長期貯蔵が可能となり、再生可能エネルギーの拡大や電力需給バランスの調整に役立ちます。カーボンフリーな水素を地域に実装した「水素タウン」の仕組みづくりが、脱炭素社会実現の鍵を握っています。

また、水素関連分野の市場規模は世界的な拡大が見込まれており、県内での水素社会実現に向けた取組は、産業振興や企業競争力の強化に繋がります。

<主な取組>

- ・水素エネルギーの有用性や安全性について県民・事業者の理解を深め、水素社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。
- ・産学官で連携し、カーボンフリーな水素を製造、貯蔵、利用する一貫したサプライチェーンを地域内で構築する「水素タウン」実現に向けた取組を進めます。

②地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の推進

地域で作った再生可能エネルギーを地域内で利用することは、温室効果ガスの削減に資するとともに、地域の富が地域内で循環することにも繋がります。特に県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給することは、従来、県外の電力事業者に支払っていた料金が、県内で循環することになり、地域経済の好循環に繋がると期待されます。

さらに、蓄電システムや自営線等を活用して地域内で完結した電力供給システムを構築することで、より効率的なエネルギーの地産地消が進むだけでなく、災害に対するレジリエンスの向上に繋がると期待されます。

一方、再生可能エネルギーは、春や秋など電力需要の少ない時期に余剰電力が発生したり、天候や時間帯等により発電量が左右されるなど不安定な電源であるため、余剰電力を貯めるとともに必要に応じて供給するなどの需給調整が必要になります。今後は、蓄電システムの導入やIoT技術やAIを活用した電力の需給調整等の検討を通じて地域での再生可能エネルギーの有効活用を進めていく必要があります。

<主な取組>

・**地域新電力をはじめ県内企業と連携した鳥取スタイルPPAの導入を推進します。**

- ・家庭や事業所等において蓄電池やV2H¹⁸等の導入を進めて再生可能エネルギー利用の効率化を図ります。
- ・家庭用太陽光発電の卒FIT電力について地域新電力への売電を進める等、地域新電力による地産電力の確保を強化します。
- ・地域の発電設備や蓄電池などをIoT技術で統合的に制御して電力の需給調整に活用する「バーチャルパワープラント（VPP）¹⁹」の導入を進めます。
- ・地域の再生可能エネルギーと自営線を活用したマイクログリッドの構築を検討します。

③再生可能エネルギー由来水素の利活用の推進

本県では、再生可能エネルギー由来の水素の製造から暮らしの中での活用までを一体的に学べる全国初の学習施設を整備し、太陽光発電を利用して車両に水素を供給するステーションを日本海側で初めて整備するなど、水素社会の実現に向けた取組を全国に先駆けて進めてきました。

再生可能エネルギー由来の水素は製造から使用までの全工程でCO₂を排出しない「カーボンフリー」なエネルギーです。また再生可能エネルギーの余剰電力の貯蔵に関して、自然放電してしまう蓄電池に対して、水素に変換しておくことで長期貯蔵が可能となるなど、**再生可能エネルギーの拡大や電力需給バランスの調整に役立つ水素の利活用が脱炭素社会実現の鍵と言われています。**

また、水素関連分野の市場規模は世界的な拡大が見込まれており、県内での**水素関連技術開発**の取組は、産業振興や企業競争力の強化に繋がります。

<主な取組>

- ・水素エネルギーの有用性や安全性について県民・事業者の理解を深め、水素社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。
- ・産学官で連携し、カーボンフリーな水素を製造、貯蔵、利用する**将来の水素**サプライチェーンを**見据えた**取組を進めます。

³ 「クルマ(Vehicle)から家(Home)へ」を意味するこの言葉は、電気自動車に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。

⁴ 多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。

¹⁸ 「クルマ(Vehicle)から家(Home)へ」を意味するこの言葉は、電気自動車に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。

¹⁹ 多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。

④建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進

エネルギーを消費することで家庭や事業所等の建物から排出される CO₂ は県全体のおよそ5割を占めています。これらのエネルギーの30%近くは冷暖房によって消費されていることから、今後のCO₂の削減には、空調機器の一層の省エネ化に加え、建物そのもののエネルギー効率を大きく高めることが重要となっています。

特に住宅については、WHO (世界保健機関) も冬季の室内温度を18℃以上に保つことを強く勧告するなど、環境問題に加え、生活の質を高める観点からも、断熱性能の高い住宅の重要性は世界の共通認識となっているところです。既に欧米では、日本の2倍程度の厳しい省エネ基準への適合が義務化されています。本県では、欧米に比べて制度的な対応が立ち遅れている日本の現状を踏まえ、これからの住宅の新たなスタンダードとなる独自の性能基準を作りました。

多くの住宅や事業所等建物の高断熱化によって冷暖房効率の大幅な改善が期待されるほか、さらに太陽光発電などの創エネや蓄電池等を活用した蓄エネ、消費電力をより効率的に制御する省エネシステムを備えたエネルギー効率の高い建物へと置き換わっていくことにより、快適な環境を維持しながら、エネルギー消費の抜本的な改善を実現することが可能となります。

また、このような建物には、ヒートショック防止や血圧改善、アレルギー症状軽減等の健康効果や再生可能エネルギーを活用した災害への備えの充実等、多様な効果も期待されています。

<主な取組>

- ・新築の戸建住宅を対象とした県独自の健康省エネ住宅基準を策定し、基準に適合する住宅の普及を推進します。
- ・健康省エネ住宅の普及啓発により、既存住宅の改修や賃貸住宅、学校などの高断熱化に向けた取組に広げていくことを検討します。
- ・様々な建物において、身近に取り組むことのできる天井・床・窓・建具等の断熱対策や住まい方の工夫等、幅広くエネルギー消費の効率化に繋がる取組を推進します。
- ・企業活動におけるエネルギー管理の徹底や省エネルギー設備・機器の導入等、県内の中小企業等の省エネルギー化の取組を関係機関と連携して支援します。

⑤EV・PHV 普及やモーダルシフト等によるCO₂削減

本県ではエネルギーの使用に伴うCO₂排出量のうち、人や物の移動に係る運輸部門からの排出がおよそ4分の1を占めています。そのほとんどは自家用・業務用を合わせた自動車の使用から発生しています。

これらの自動車由来のCO₂を削減するためには、化石燃料車からEV・PHVへのシフトが着実に進行するとともに、過度な自動車依存を避け、状況に応じて自転車や公共交通機関を積極的に選択するライフスタイル・価値観が私たちの暮らしの中に定着することが必要です。

また、EV・PHVの蓄電・給電機能は地域エネルギー社会を構成するインフラとしての価値も期待されているほか、公共交通機関等の積極的な活用は、生活交通の維持や住民の健康増進といった地域の課題解決にも関わる取組であり、多様な主体が連携しながら移動・交通の低炭素化を進めていくことが重要です。

<主な取組>

- ・環境にやさしい移動ツールとしてだけでなく、災害時の非常用電源や家庭や事業所の蓄電池として活用できるという新たな価値を県民に訴求し、EV・PHVの普及促進を図ります。
- ・自転車の利用促進に向けたアクションプログラムを策定し、自転車の積極的な活用を推進します。
- ・ICTを活用してバス、タクシー、共助交通等のモビリティ(移動)をひとつのサービスとして展開するMaaS⁵⁾の取組を推進します。

④建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進

エネルギーを消費することによる家庭や事業所等の建物から排出されるCO₂は県全体のおよそ5割を占めています。これらのエネルギーの30%近くは冷暖房によって消費されていることから、今後のCO₂の削減には、空調機器の一層の省エネ化に加え、建物そのものの省エネルギー性能を高めることが重要となっています。

特に住宅については、WHO (世界保健機関) も冬季の室内温度を18℃以上に保つことを強く勧告するなど、環境問題に加え、**住まい手の健康を守る**観点からも、断熱性能の高い住宅の重要性は世界の共通認識となっているところです。既に欧米では、日本の2倍程度の厳しい省エネ基準への適合が義務化されています。本県では、欧米に比べて制度的な対応が立ち遅れている日本の現状を踏まえ、これからの住宅の新たなスタンダードとなる独自の**省エネ性能基準**を作りました。

多くの住宅や事業所等**の**建物の高断熱化によって冷暖房効率の大幅な改善が期待される「**省エネ**」のほか、さらに太陽光発電などの「**創エネ**」や蓄電池等を活用した「**蓄エネ**」、消費電力をより効率的に制御する省エネシステムを備えたエネルギー効率の高い建物へと置き換わっていくことにより、快適な環境を維持しながら、エネルギー消費の抜本的な改善を実現することが可能となります。

また、このような建物には、ヒートショック防止や血圧改善、アレルギー症状軽減等の健康効果や再生可能エネルギーを活用した災害への備えの充実等、多様な効果も期待されています。

<主な取組>

- ・**新築住宅**を対象とした県独自の健康省エネ住宅**性能基準 (NE-ST)**を策定し、基準に適合する住宅の普及を推進します。
- ・**既存住宅の改修**を対象とした県独自の健康省エネ住宅**改修基準 (Re NE-ST)**を策定し、**基準に適合する住宅の普及を推進**します。
- ・**県営住宅整備基準を改定し、新築及び改修においては省エネ性能を向上させるよう取り組み**ます。
- ・**県産材を活用した内窓の設置など、身近に取り組むことのできる効果的な断熱改修の普及を推進**します。
- ・**炭素貯蔵効果の高い木材の利用拡大に向けて、住宅・建築物の木造化・木質化の取組を推進**します。
- ・企業活動におけるエネルギー管理の徹底や省エネルギー設備・機器の導入等、県内の中小企業等の省エネルギー化の取組を関係機関と連携して支援します。

⑤EV・PHV 普及やモーダルシフト等によるCO₂削減

本県ではエネルギーの使用に伴うCO₂排出量のうち、人や物の移動に係る運輸部門からの排出がおよそ4分の1を占めています。そのほとんどは自家用・業務用を合わせた自動車の使用から発生しています。

これらの自動車由来のCO₂を削減するためには、**ガソリン車やディーゼル車からHV (ハイブリッド車)のほかEV (電気自動車)・PHV (プラグインハイブリッド車)といった電動車**へのシフトが着実に進行するとともに、過度な自動車依存を避け、状況に応じて自転車や公共交通機関を積極的に選択するライフスタイルが私たちの暮らしの中に定着することが必要です。

また、EV・PHVの蓄電・給電機能は地域エネルギー社会を構成するインフラとしての価値も期待されているほか、公共交通機関等の積極的な活用は、生活交通の維持や住民の健康増進といった地域の課題解決にも関わる取組であり、多様な主体が連携しながら移動・交通の**脱炭素化**を進めていくことが重要です。

<主な取組>

- ・環境にやさしい移動ツールとしてだけでなく、災害時の非常用電源や家庭や事業所の蓄電池として活用できるという新たな価値を県民に訴求し、EV・PHVの普及促進を図ります。
- ・**自転車活用推進アクションプログラムに沿ってサイクルツーリズムを推進**するなど、**自転車の積極的な活用につな**げます。
- ・ICTを活用してバス、タクシー、共助交通等のモビリティ(移動)をひとつのサービスとして展開するMaaS²⁰⁾の取組を推進します。

⁵⁾ ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレス(途切れのない、繋ぎ目のない)に繋ぐ新たな「移動」の概念。

²⁰⁾ ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレス(途切れのない、繋ぎ目のない)に繋ぐ新たな「移動」の概念。

⑥RE100・EV100 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進

本県におけるエネルギー利用の5割以上は企業の事業活動等によって消費されています。

このため、各企業には再生可能エネルギーの活用やエネルギー利用の更なる効率化等に率先して取り組むことが求められているほか、社会の重要な構成員として、それぞれの事業活動やCSR活動を通じ、環境の保全・向上に向けた積極的な役割を果たしていくことが期待されています。

また、環境問題のような社会的課題と真摯に向き合い、持続可能な未来に貢献する企業を高く評価する動きは、大企業を中心として世界中に広がっており、日本国内においても徐々に拡大しつつあります。今後、県内企業においても環境配慮経営を企業理念の柱に据えた活動が求められます。

率先的な行動を行う企業が、市場や消費者の信頼・支持を得て持続的に成長していく社会環境を構築することによって、環境配慮経営がより多くの企業に定着し、市場の拡大や新たなイノベーションを引き起こしながら、脱炭素化をさらに牽引していくことが期待されています。

<主な取組>

- ・「再エネ 100 宣言 RE Action」のアンバサダーとして、率先して脱炭素に向けた取組を推進するとともに、脱炭素経営による企業価値向上に取り組む企業や団体等を支援します。
- ・県内企業が SBT、RE100 等の国際イニシアティブ等への理解を深め、環境配慮経営を率先垂範する取組を支援するとともに企業活動として ISO14001、エコアクション 21 や TEAS 等の環境マネジメントシステムの導入等、様々な側面から環境配慮経営に取り組む企業の拡大を図ります。

⑦気候変動に伴う影響やリスクを前提として積極的に対応する施策の推進

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第 5 次報告書では、温室効果ガスの継続的な排出が温暖化の進行や気候システムの変化をもたらし、人々や生態系に深刻な影響が生じる可能性が高まることが示されました。また、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても世界の平均気温は上昇し、気候変動に伴うリスクが高まっていくと予測され、気候変動を抑制する「緩和」と気候変動の悪影響に対応する「適応」を相互補完的に機能させる重要性が強調されました。

平成 27 年 (2015 年) に採択された「パリ協定」は、これらの知見を踏まえ、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準と比べて 2℃より十分下回るよう抑えると同時に 1.5℃までに制限するための努力を継続する「緩和」目標に加え、気候変動に適応する能力や気候に対する強靭性を高める「適応」も含めて、世界全体で気候変動の脅威に対応していくことを目的としています。

日本においても、「緩和」について定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」に加えて、平成 30 年 (2018 年) には「気候変動適応法」が施行され、同年に策定された「気候変動適応計画」に基づいて、適応策の総合的・計画的な推進を図ることとされました。

近年の気温の上昇や豪雨被害の増加、これらに伴う農作物の品質低下などは、既に私たちの社会や経済に大きな影響を及ぼしており、今後もこのようなリスクは更に高まっていくことが懸念されます。人為的な気候変動の要因を抑制するため、温室効果ガスの排出削減に向けた不断の努力を重ねていくと同時に、将来的な気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、そ

⑥RE100・EV100 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進

本県におけるエネルギー利用の5割以上は企業の事業活動等によって消費されています。

このため、各企業には再生可能エネルギーの活用やエネルギー利用の更なる効率化等に率先して取り組むことが求められているほか、社会の重要な構成員として、それぞれの活動を通じ、環境の保全・向上に向けた積極的な役割を果たしていくことが期待されています。

また、環境問題のような社会的課題と真摯に向き合い、持続可能な未来に貢献する企業を高く評価する動きは、大企業を中心として世界中に広がっており、日本国内においても徐々に拡大しつつあります。今後、県内企業においても環境配慮経営を企業理念の柱に据えた活動が求められます。

率先的な行動を行う企業が、市場や消費者の信頼・支持を得て持続的に成長していく社会環境を構築することによって、環境配慮経営がより多くの企業に定着し、市場の拡大や新たなイノベーションを引き起こしながら、脱炭素化をさらに牽引していくことが期待されています。

<主な取組>

- ・「再エネ 100 宣言 RE Action」のアンバサダーとして、率先して脱炭素に向けた取組を推進するとともに、脱炭素経営による企業価値向上に取り組む企業や団体等を支援します。
- ・県内企業が SBT、RE100 等の国際イニシアティブ等への理解を深め、環境配慮経営を率先垂範する取組を支援するとともに企業活動として ISO14001、エコアクション 21 や TEAS 等の環境マネジメントシステムの導入等、様々な側面から環境配慮経営に取り組む企業の拡大を図ります。

⑦気候変動に伴う影響やリスクを前提として積極的に対応する施策の推進

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第 5 次報告書では、温室効果ガスの継続的な排出が温暖化の進行や気候システムの変化をもたらし、人々や生態系に深刻な影響が生じる可能性が高まることが示されました。また、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても世界の平均気温は上昇し、気候変動に伴うリスクが高まっていくと予測され、気候変動を抑制する「緩和」と気候変動の悪影響に対応する「適応」を相互補完的に機能させる重要性が強調されました。

平成 27 年 (2015 年) に採択された「パリ協定」は、これらの知見を踏まえ、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準と比べて 2℃より十分下回るよう抑えると同時に 1.5℃までに制限するための努力を継続する「緩和」目標に加え、気候変動に適応する能力や気候に対する強靭性を高める「適応」も含めて、世界全体で気候変動の脅威に対応していくことを目的としています。

さらに、IPCC の第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書 (令和 4 年 (2022 年) 2 月) では、人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害をすでに引き起こしている。世界の平均気温上昇は、短期のうちに 1.5℃に達しつつあり、これにより複数の気候ハザードの不可避な増加や、生態系及び人間に対して複数のリスクがもたらされるなど、このままでは対応が難しくなる「適応の限界」に達すると指摘しています。

日本においても、「緩和」について定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」に加えて、平成 30 年 (2018 年) には「気候変動適応法」が施行され、同年に策定された「気候変動適応計画」に基づいて、適応策の総合的・計画的な推進を図ることとされました。

気候変動影響評価報告書 (令和 2 年 (2020 年) 12 月) では、コメの品質低下や魚の分布変化、熱中症による死亡者数増加等、全 7 分野 71 項目のうち 49 項目が最も深刻な「特に重大な影響が認められる」と評価されるなど、既に私たちの社会や経済にも大きな影響を及ぼしており、今後もこのようなリスクは更に高まっていくことが懸念されます。人為的な気候変動の

の被害を回避・軽減するための対策を両輪で行っていくことが必要です。

また、気候変動への適応を進めることは、安全安心な生活環境を維持することに加え、産業の新たな成長を切りひらき、私たちの社会をより力強く、しなやかに進化させていくことにも繋がります。県民や事業者など、様々な主体が気候変動への意識を高め、リスクに対応した取組を積極的に進めていくことが重要です。

<主な取組>

- ・農林水産業、防災・減災、自然生態系、県民生活・経済活動など、様々な分野における気候変動への適応策を推進します。
- ・地域気候変動適応センターを設置し、気候変動に関する様々な情報収集や県民・事業者等への普及啓発等に取り組みます。
- ・建物の高断熱化や ZEB⁶・ZEH⁷を推奨し、家庭向け省エネ診断などによる県民への「気づき」のきっかけとなる実践行動を促進するなど気候変動に適応した快適な暮らしを推進していきます。
- ・商業施設や市町村等と連携し、クールシェアの取組を拡大し、暑い中でも快適に暮らせる取組を推進します。
- ・ヒートアイランドを防止するため、屋上緑化やグリーンカーテン⁸などの都市緑化などによる人工排熱の低減を図ります。
- ・河川・湖沼の機能保全を図るため、浚渫や伐採等により、水辺環境を適切に整備・管理します。

関連する計画

- 第2期鳥取県EV・PHVタウン構想
- 鳥取県水素エネルギー推進ビジョン
- 鳥取県自転車活用推進アクションプログラム

環境指標

| No. | 指標名 | 現状(平成30年度) | 目標(令和12年度) |
|-----|--|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差し引いたもの) | 4,133千トン (2013年比12%減) | 2,827千トン (2013年比40%減) |
| 2 | 鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合 | 20% | 90% |
| 3 | 主要電力における再生可能エネルギーの割合 | 36.8% | 60% |
| 4 | 健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合 | 約9% | 50% |

要因を抑制するため、温室効果ガスの排出削減に向けた不断の努力を重ねていくと同時に、将来的な気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を両輪で行っていくことが必要です。

また、気候変動への適応を進めることは、安全安心な生活環境を維持することに加え、産業の新たな成長を切りひらき、私たちの社会をより力強く、しなやかに進化させていくことにも繋がります。県民や事業者など、様々な主体が気候変動への意識を高め、リスクに対応した取組を積極的に進めていくことが重要です。

<主な取組>

- ・農林水産業、防災・減災、自然生態系、県民生活・経済活動など、様々な分野における気候変動への適応策を推進します。
- ・地域気候変動適応センターを設置し、気候変動に関する様々な情報収集や県民・事業者等への普及啓発等に取り組みます。
- ・建物の高断熱化や ZEB²¹・ZEH²²及びとっとり健康省エネ住宅を推奨し、家庭向け省エネ診断などによる県民への「気づき」のきっかけとなる実践行動を促進するなど気候変動に適応した快適な暮らしを推進していきます。
- ・商業施設や市町村等と連携し、クールシェアの取組を拡大し、暑い中でも熱中症を防ぎながら快適に暮らせる取組を推進します。
- ・ヒートアイランドを防止するため、屋上緑化やグリーンカーテン²³などの都市緑化などによる人工排熱の低減を図ります。
- ・河川・湖沼の機能保全を図るため、浚渫や伐採等により、水辺環境を適切に整備・管理します。
- ・藻場造成やウニ駆除等による藻場の保全活動を通じて、海洋生態系に取り込む炭素（ブルーカーボン）の固定を推進します。

関連する計画

- ~~第2期鳥取県EV・PHVタウン構想~~
- 鳥取県水素エネルギー推進ビジョン
- 鳥取県自転車活用推進アクションプログラム

環境指標

| No. | 指標名 | 現状(平成30年度) | 目標(令和12年度) |
|-----|--|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差し引いたもの) | 4,133千トン (2013年比12%減) | 1,870千トン (2013年比60%減) |
| 2 | 鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合 | 20% | 90% |
| 3 | 需要電力における再生可能エネルギーの割合 | 36.8% | 60% |
| 4 | とっとり健康省エネ住宅性能基準適合住宅（木造新築戸建て住宅の占有割合） | 約9% | 100% |
| 5 | 新車販売における電気自動車（EV,PHV）の割合 | 0.3% | 5% |

⁶ Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

⁷ Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅を指す。

⁸ 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

²¹ Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

²² Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅を指す。

²³ 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

Ⅲ 自然・生物との共生

<目指す将来の姿>

- 生物多様性の重要性が広く認識され、県土全域で生物多様性が確保されている。
- 自然公園等が適切に保全され、観光・教育など様々な面での利活用が広がっている。
- 自然環境が持つ多様な機能をインフラ等に活用し、災害につよいまち、緑豊かなまちづくりがすすめられている。

取組の方向性

①生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生

②持続可能な保全活動を行うための民学官が連携した環境の整備

③生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用

④動植物の生息実態の共有と生物多様性の保全に向けた情報発信

⑤鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進

四季折々の緑がまちに彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生き物の共生する生活空間を形成することを目指します。また、鳥取で活動する多様な主体が「緑のまちづくり」の重要性を理解し行動している地域を目指します。

<主な取組>

- ・住民、企業、NPO 等が互いに連携し主体的に「緑のまちづくり」に寄与する活動を支援します。
- ・美しく魅力的な鳥取らしい緑のまちづくりを推進するため、鳥取の野山の自然景観を身近な緑化に取り入れる手法を普及啓発します。
- ・間伐等の森林整備を計画的に行い健全な森林の育成を進めるとともに、皆伐再造林により森林資源の循環利用を推進します。
- ・地球温暖化防止に向けた仕組みであるカーボン・オフセットを活用して、適切な森林管理を推進します。

⑥自然環境と防災・減災力の相乗効果のあるグリーンインフラの導入促進

自然環境の多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用等により、地域課題を解決し、住みよい地域づくりを進めます。豊かな緑が人々に潤いや安らぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、県民の安全安心で快適な暮らしに貢献することを目指します。

<主な取組>

- ・既存の公園緑地を活かした生活環境の向上や防災減災に資する機能強化を推進します。
- ・公共地の緑化にあわせて、工場、事業所、店舗、住宅等の民有地の緑化も推進します。

関連する計画

- 鳥取県生物多様性地域戦略
- 第12次鳥獣保護管理事業計画
- 鳥取県動物愛護管理推進計画

Ⅲ 自然・生物との共生

<目指す将来の姿>

- 生物多様性の重要性が広く認識され、県土全域で生物多様性が確保されている。
- 自然公園等が適切に保全され、観光・教育など様々な面での利活用が広がっている。
- 自然環境が持つ多様な機能をインフラ等に活用し、災害につよいまち、緑豊かなまちづくりがすすめられている。

取組の方向性

①生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生

②持続可能な保全活動を行うための民学官が連携した環境の整備

③生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用

④動植物の生息実態の共有と生物多様性の保全に向けた情報発信

⑤鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進

四季折々の緑がまちに彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生き物の共生する生活空間を形成することを目指します。また、鳥取で活動する多様な主体が「緑のまちづくり」の重要性を理解し行動している地域を目指します。

<主な取組>

- ・住民、企業、NPO 等が互いに連携し主体的に「緑のまちづくり」に寄与する活動を支援します。
- ・美しく魅力的な鳥取らしい緑のまちづくりを推進するため、鳥取の野山の自然景観を身近な緑化に取り入れる手法を普及啓発します。
- ・森林のCO₂吸収量の維持・向上のためにも、間伐等の森林整備を計画的に行い健全な森林の育成を進めるとともに、成長の早い苗木（エリートツリー等）も活用した皆伐再造林により森林の若返りを推進します
- ・地球温暖化防止に向けた仕組みであるカーボン・オフセットのひとつであるJ-クレジットなどを活用して、適切な森林管理を推進します。

⑥自然環境と防災・減災力の相乗効果のあるグリーンインフラの導入促進

自然環境の多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用等により、地域課題を解決し、住みよい地域づくりを進めます。豊かな緑が人々に潤いや安らぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、県民の安全安心で快適な暮らしに貢献することを目指します。

<主な取組>

- ・既存の公園緑地を活かした生活環境の向上や防災減災に資する機能強化を推進します。
- ・公共地の緑化にあわせて、工場、事業所、店舗、住宅等の民有地の緑化も推進します。

関連する計画

- 鳥取県生物多様性地域戦略
- 第12次鳥獣保護管理事業計画
- 鳥取県動物愛護管理推進計画
- とっとり森林・林業振興ビジョン

V 環境活動の協働

<目指す将来の姿>

- 企業経営やライフスタイルにおいて環境配慮が主流化し、環境課題と経済、社会的課題を同時解決する地域経済システムが構築されている。
- 様々な分野・主体において、持続可能な生産活動・消費行動への転換が進んでいる。
- 多様な主体の参画により多くのイノベーションが生まれ、環境課題の解決が進んでいる。

取組の方向性

①ESG 投資等、環境に価値を見出す経済の促進

これまでは、環境と経済はトレードオフ⁹の関係と考えられてきました。しかしながら近年、地球温暖化対策や海洋プラスチックごみ問題等の社会的な広がり背景に、投資家や金融機関による ESG 投資¹⁰への注目が高まっており、経済活動における「環境の価値」の重要性が増してきています。環境と経済・社会を統合的に向上させ持続的な地域社会を築くためには、今後の地域経済の成長の原動力として期待される企業や事業者を後押しすることが必要です。

<主な取組>

- ・金融機関や経済団体等と連携し、ESG 投資など環境に価値を見出す取組を促進します。
- ・経営者向けの SDGs 経営や ESG 投資に関するセミナー等を実施し、経営者自身が環境に配慮した新規事業をリードする体制を推進します。
- ・県内事業者に対し、優良事例の水平展開等を行い、環境に価値を見出す経済への理解を深めていきます。

②RE100、EV100、再エネ 100 宣言 RE Action 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進

近年、世界的に影響のある大企業を中心に「RE100¹¹」、「EV100¹²」等、地球温暖化対策にコミットする事業者が増えてきています。この流れはさらに加速し、地方の中小企業や自治体などに対しても、低炭素社会実現のための当然の行動として社会的なニーズが高まってくると予想されます。

これを好機ととらえ、地方経済・社会の競争力に変えていくため、ISO14000 シリーズ等の環境マネジメントシステムはもとより、県内事業者・団体など様々な主体における率先的な取組が期待されています。

<主な取組>

- ・「再エネ 100 宣言 RE Action¹³」のアンバサダーとして、低炭素経営に取り組む意欲のある事業者に対し、再生可能エネルギー導入促進の情報提供や支援を行い、「RE100」や「EV100」、「再エネ 100 宣言 RE Action」等の自主的な低炭素の取組の促進を図ります。
- ・ISO14001 やエコアクション 21、TEAS¹⁴等の PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムについてバリューチェーン¹⁵全

V 環境活動の協働

<目指す将来の姿>

- 企業経営やライフスタイルにおいて環境配慮が主流化し、環境課題と経済、社会的課題を同時解決する地域経済システムが構築されている。
- 様々な分野・主体において、持続可能な生産活動・消費行動への転換が進んでいる。
- 多様な主体の参画により多くのイノベーションが生まれ、環境課題の解決が進んでいる。

取組の方向性

①ESG 投資等、環境に価値を見出す経済の促進

これまでは、環境と経済はトレードオフ²⁴の関係と考えられてきました。しかしながら近年、地球温暖化対策や海洋プラスチックごみ問題等の社会的な広がり背景に、投資家や金融機関による ESG 投資²⁵への注目が高まっており、経済活動における「環境の価値」の重要性が増してきています。環境と経済・社会を統合的に向上させ持続的な地域社会を築くためには、今後の地域経済の成長の原動力として期待される企業や事業者を後押しすることが必要です。

<主な取組>

- ・金融機関や経済団体等と連携し、ESG 投資など環境に価値を見出す取組を促進します。
- ・経営者向けの SDGs 経営や ESG 投資に関するセミナー等を実施し、経営者自身が環境に配慮した新規事業をリードする体制を推進します。
- ・県内事業者に対し、優良事例の水平展開等を行い、環境に価値を見出す経済への理解を深めていきます。
- ・都道府県初となる SDGs 企業認証制度を導入し、金融機関等と連携しながら地域における資金循環と再投資を促進します。

②RE100、EV100、再エネ 100 宣言 RE Action 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進

近年、世界的に影響のある大企業を中心に「RE100²⁶」、「EV100²⁷」等、地球温暖化対策にコミットする事業者が増えてきています。この流れはさらに加速し、**サプライチェーンに含まれる**地方の中小企業や自治体などに対しても、**脱炭素**社会実現のための当然の行動として社会的なニーズが高まってくると予想されます。

これを好機ととらえ、地方経済・社会の競争力に変えていくため、ISO14000 シリーズ等の環境マネジメントシステムはもとより、県内事業者・団体など様々な主体における率先的な取組が期待されています。

<主な取組>

- ・「再エネ 100 宣言 RE Action²⁸」のアンバサダーとして、**脱炭素**経営に取り組む意欲のある事業者に対し、再生可能エネルギー導入促進の情報提供や支援を行い、「RE100」や「EV100」、「再エネ 100 宣言 RE Action」等の自主的な**脱炭素**の取組を促進します。
- ・ISO14001 やエコアクション 21、TEAS²⁹等の PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムについてバリューチェーン³⁰全

⁹ 何かを得ると、別の何かを失う、相容れない関係のこと。

¹⁰ 企業経営や成長において、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)の各々の観点を持った上で配慮が必要だという考え方を評価した上で行う投資。

¹¹ 企業自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ(消費電力量 10GWh 以上の企業を対象)。

¹² 2030 年までに事業利用における車両の 100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。

¹³ 自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量 10GWh 未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ 100%化宣言を表明しともに行動していくイニシアティブ。

¹⁴ 県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県環境管理システムのこと。

¹⁵ 原材料や部品の調達活動、商品製造や商品加工、出荷発送、マーケティング、顧客への販売、アフターサービスまでの一連の事業活動を個々の工程の集合体ではなく、価値(Value)の連鎖(Chain)として捉える考え方。サプライチェーンは複数の企業の物の流れを表し、バリューチェーンは一つの企業の中での価値の加わり方を表す。

²⁴ 何かを得ると、別の何かを失う、相容れない関係のこと。

²⁵ 企業経営や成長において、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)の各々の観点を持った上で配慮が必要だという考え方を評価した上で行う投資。

²⁶ 企業自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ(消費電力量 10GWh 以上の企業を対象)。

²⁷ 2030 年までに事業利用における車両の 100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。

²⁸ 自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量 10GWh 未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ 100%化宣言を表明しともに行動していくイニシアティブ。

²⁹ 県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県環境管理システムのこと。

³⁰ 原材料や部品の調達活動、商品製造や商品加工、出荷発送、マーケティング、顧客への販売、アフターサービスまでの一連の事業活動を個々の工程の集合体ではなく、価値(Value)の連鎖(Chain)として捉える考え方。サプライチェーンは複数の企業の物の流れを表し、バリューチェーンは一つの企業の中での価値の加わり方を表す。

体で導入されることを促進します。

・県の事業活動においても、環境に配慮したグリーン製品の購入を徹底する等、県自らが率先して環境配慮活動に取り組みます。

③持続可能でより豊かに暮らしていくためのエシカル消費の実践

④家庭・学校・職場・地域等へのESD教育の推進

⑤アダプトプログラム、CSR活動等多様な環境保全活動への参加

⑥環境課題解決に向けてAIやIoT等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進

様々な環境課題解決に向けて効果的かつ効率的な施策を講じていくためには、中長期的な視点をもって、新たな技術の研究・開発を進めていく必要があります。特に、温室効果ガスの大幅な排出削減のためには、非連続的なイノベーションが不可欠とされています。

県内においても、産官金学の力を結集し、AI、IoT等の情報技術や各分野の最先端技術を積極的に活用し、地域の環境課題解決に資する技術・知見の研究・開発・実証に挑戦していかねばなりません。

<主な取組>

- ・鳥取県衛生環境研究所を中心に、最先端技術を積極的にリサーチしながら、次の方向性の研究に取り組み、課題解決に向けた新たな施策、企業を含めた地域貢献、県民への環境問題の啓発を目指します。
 - * 越境汚染を含む大気汚染現象の把握・解明
 - * 湖沼における水環境改善のための調査研究
 - * 水環境における生態系を視点とした環境課題の実態解明のための調査研究
 - * ドローンや衛星等の最先端技術を活用した環境モニタリングシステムの開発
- ・環境保全に資する調査研究を企業・大学等の多様な主体と共同で実施するとともに、資金的な支援や、科学的・論理的な検証・評価を行うための環境課題についての的確な情報提供等、積極的に支援します。
- ・プラスチック代替製品、水素エネルギー等の新たなイノベーションの研究を行う民間企業等を支援します。

⑦「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を担う人材育成の推進

関連する計画

環境指標

| No. | 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目標 (令和12年度) |
|-----|---|--------------------------|-------------|
| 1 | 環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入や環境イニシアティブ ^{注2)} への参画等の環境配慮経営に取り組む企業数 | 123社 | 250社 |
| 2 | CSR活動・アダプトプログラムの参加者数 ^{注3)} | 12,260人/年 ¹⁶⁾ | 15,000人/年 |

注1) ISO14001、エコアクション21、TEAS等

注2) 再エネ100宣言RE Action、RE100等

注3) 中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数

体で導入されることを促進します。

・県の事業活動においても、環境に配慮したグリーン製品の購入を徹底する等、県自らが率先して環境配慮活動に取り組みます。

③持続可能でより豊かに暮らしていくためのエシカル消費の実践

④家庭・学校・職場・地域等へのESD教育の推進

⑤アダプトプログラム、CSR活動等多様な環境保全活動への参加

⑥環境課題解決に向けてAIやIoT等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進

様々な環境課題解決に向けて効果的かつ効率的な施策を講じていくためには、中長期的な視点をもって、新たな技術の研究・開発を進めていく必要があります。特に、温室効果ガスの大幅な排出削減のためには、非連続的なイノベーションが不可欠とされています。

県内においても、産官金学の力を結集したDX(デジタルトランスフォーメーション)が進み、AI、IoT等の情報技術や各分野の最先端技術を積極的に活用し、地域の環境課題解決に資する技術・知見の研究・開発・実証に挑戦していかねばなりません。

<主な取組>

- ・鳥取県衛生環境研究所を中心に、最先端技術を積極的にリサーチしながら、次の方向性の研究に取り組み、課題解決に向けた新たな施策、企業を含めた地域貢献、県民への環境問題の啓発を目指します。
 - * 越境汚染を含む大気汚染現象の把握・解明
 - * 湖沼における水環境改善のための調査研究
 - * 水環境における生態系を視点とした環境課題の実態解明のための調査研究
 - * ドローンや衛星等の最先端技術を活用した環境モニタリングシステムの開発
- ・環境保全に資する調査研究を企業・大学等の多様な主体と共同で実施するとともに、資金的な支援や、科学的・論理的な検証・評価を行うための環境課題についての的確な情報提供等、積極的に支援します。
- ・プラスチック代替製品、水素エネルギー等の新たなイノベーションの研究を行う民間企業等を支援します。

⑦「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を担う人材育成の推進

関連する計画

環境指標

| No. | 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目標 (令和12年度) |
|-----|---|--------------------------|-------------|
| 1 | 環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入や環境イニシアティブ ^{注2)} への参画等の環境配慮経営に取り組む企業数 | 123社 | 250社 |
| 2 | CSR活動・アダプトプログラムの参加者数 ^{注3)} | 12,260人/年 ³¹⁾ | 15,000人/年 |

注1) ISO14001、エコアクション21、TEAS等

注2) 再エネ100宣言RE Action、RE100等

注3) 中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数

¹⁶⁾ 鳥取砂丘一斉清掃はH30年度は雨天中止があったため、H29年度の実績を計上。

³¹⁾ 鳥取砂丘一斉清掃はH30年度は雨天中止があったため、H29年度の実績を計上。

参考1:温室効果ガスの排出抑制等の計画

この「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている地方公共団体実行計画（区域施策編）及び鳥取県地球温暖化対策条例に規定されている対策計画としても位置づけています。本プランに盛り込んでいる温室効果ガスの排出抑制等に関する計画の概要は、以下のとおりです。

1 計画期間

2020年度から2030年度まで

2 目標

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、まずは2030年度の温室効果ガスの総排出量を2013年度から40%削減し、2,827千tCO₂とします

温室効果ガス削減目標

(単位:千tCO₂)

| 区 分 | 2013年度 (基準年度) | 2030年度 (目標年度) |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| エネルギー起源 CO ₂ | 3,963 | 3,464 |
| エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス | 848 | 620 |
| 再生可能エネルギーの導入 | ▲122 | ▲650 |
| 電気排出係数による調整 | 579 | 276 |
| 小 計(A) | 5,268 | 3,710 |
| 森林による吸収量(B) | ▲572 | ▲883 |
| 温室効果ガス総排出量(A)－(B) | 4,696 | 2,827 |

参考1:温室効果ガスの排出量の削減等の計画

この「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている地方公共団体実行計画（区域施策編）及び鳥取県地球温暖化対策条例に規定されている対策計画としても位置づけています。本プランに盛り込んでいる温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画の概要は、以下のとおりです。

1 計画期間

2020年度から2030年度まで

2 目標

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、まずは2030年度の温室効果ガスの総排出量を2013年度から60%削減し、1,870千tCO₂とします

温室効果ガス削減目標

(単位:千tCO₂)

| 区 分 | 平成25年度(2013年度) (基準年度) | 令和12年度(2030年度) (目標年度) |
|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| エネルギー起源 CO ₂ | 3,963 | 3,377 |
| エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス | 848 | 689 |
| 再生可能エネルギーの導入 | ▲122 | ▲676 |
| 電気排出係数による調整 | 579 | ▲637 |
| 小 計(A) | 5,268 | 2,753 |
| 森林による吸収量(B) | ▲572 | ▲883 |
| 温室効果ガス総排出量(A)－(B) | 4,696 | 1,870 |

※電気排出係数について注釈を追記

電気排出係数とは、電気事業者が電力を発電し、供給するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを算出するための数値です。発電方法によって電気排出係数は変わり、数値が改善されて小さくなるほど、二酸化炭素の排出量が低減されます。

各部門ごとの排出削減目標

(単位:千tCO₂)

| 区 分 | 平成25年度(2013年度) (基準年度) | 令和12年度(2030年度) (目標年度) |
|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| エネルギー起源 CO ₂ (A) | 4,420 | 2,064 |
| うち家庭部門 | 976 | 376 |
| うち企業部門 | 2,291 | 794 |
| うち運輸部門 | 1,153 | 894 |
| エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス(B) | 848 | 689 |
| うちメタン、N ₂ O等 | 713 | 613 |
| うちフロン等 | 135 | 76 |
| 森林による吸収量(C) | ▲572 | ▲883 |
| 温室効果ガス総排出量(A)+(B)+(C) | 4,696 | 1,870 |

3 目標を達成するための施策

(1) 再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項

- ・環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業が主体となった再生可能エネルギー導入の推進
- ・地域新電力や蓄電システム等を活用した、自立分散型の地域エネルギー社会の推進
- ・再生可能エネルギー由来の水素を地域のエネルギーとして活用する「水素タウン」の推進

(2) 事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等について行う活動の促進に関する事項

- ・建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進
- ・EV・PHV 普及やモーダルシフト等による CO₂削減
- ・ESG 投資等、環境に価値を見いだす経済の促進
- ・RE100、EV100、再エネ 100 宣言 RE Action 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進
- ・持続可能でより豊かに暮らしていくためのエシカル消費の実践
- ・家庭・学校・職場・地域等への ESD 教育の推進
- ・アダプトプログラム、CSR 活動等多様な環境保全活動への参加
- ・環境課題解決に向けて AI や I o T 等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進
- ・「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を担う人材育成の推進

3 目標を達成するための施策と指標

(1) 再生可能エネルギーでその区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

- ・環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業が主体となった再生可能エネルギー導入の推進
- ・地域新電力や蓄電システム等を活用した、自立分散型の地域エネルギー社会の推進
- ・再生可能エネルギー由来の水素を地域のエネルギーとして活用する「水素タウン」の推進

(再掲)

| No. | 指標名 | 現状(平成 30 年度) | 目標(令和 12 年度) |
|------|----------------------|--------------|--------------|
| II-3 | 需要電力における再生可能エネルギーの割合 | 36.8 % | 60% |

(2) 事業者又は住民が温室効果ガスの排出量の削減等について行う活動の促進に関する事項

- ・建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進
- ・EV・PHV 普及やモーダルシフト等による CO₂削減
- ・ESG 投資等、環境に価値を見いだす経済の促進
- ・RE100、EV100、再エネ 100 宣言 RE Action 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進
- ・持続可能でより豊かに暮らしていくためのエシカル消費の実践
- ・家庭・学校・職場・地域等への ESD 教育の推進
- ・アダプトプログラム、CSR 活動等多様な環境保全活動への参加
- ・環境課題解決に向けて AI や I o T 等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進
- ・「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を担う人材育成の推進

(再掲)

| No. | 指標名 | 現状(平成 30 年度) | 目標(令和 12 年度) |
|------|---|---------------------------|--------------|
| II-2 | 鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを 2013 年度比 20%以上削減した企業の割合 | 20% | 90% |
| II-4 | とっとり健康省エネ住宅性能基準適合住宅(木造新築占有割合) | 約 9% | 100% |
| II-5 | 新車販売における電気自動車(EV,PHV)の割合 | 0.3% | 5% |
| V-1 | 環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入や環境イニシアティブ ^{注2)} への参画等の環境配慮経営に取り組む企業数 | 123 社 | 250 社 |
| V-2 | CSR 活動・アダプトプログラムの参加者数 ^{注3)} | 12,260 人/年 ³²⁾ | 15,000 人/年 |

³²⁾ 鳥取砂丘一斉清掃は H30 年度は雨天中止があったため、H29 年度の実績を計上。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

- ・再生可能エネルギー由来の水素を地域のエネルギーとして活用する「水素タウン」の推進（再掲）
- ・EV・PHV 普及やモーダルシフト等による CO₂削減（再掲）
- ・鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進

(4) 廃棄物の発生抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

- ・4 R+Renewable によるごみが資源として循環する社会の推進
- ・地域が一丸となってプラスチック排出を抑える「とっとりプラスチックゼロ」チャレンジ
- ・ICT を活用したサービスの提供などによる食品ロスの削減
- ・廃棄物系バイオマスの活用と未利用資源の活用
- ・技術開発等により資源循環を促進する産業の振興

(3) 温室効果ガスの排出量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

- ・再生可能エネルギー由来水素の利活用の推進
- ・EV・PHV 普及やモーダルシフト等による CO₂削減（再掲）
- ・鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進

(再掲)

| No. | 指標名 | 現状(平成 30 年度) | 目標(令和 12 年度) |
|------|-------------------|-------------------------|-----------------------|
| II-6 | 運輸部門における温室効果ガス排出量 | 1,234 千tCO ₂ | 894 千tCO ₂ |

(4) 廃棄物の発生抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

- ・4 R+Renewable によるごみが資源として循環する社会の推進
- ・地域が一丸となってプラスチック排出を抑える「とっとりプラスチックゼロ」チャレンジ
- ・ICT を活用したサービスの提供などによる食品ロスの削減
- ・廃棄物系バイオマスの活用と未利用資源の活用
- ・技術開発等により資源循環を促進する産業の振興

(再掲)

| No. | 指標名 | 現状 | 目標(令和 12 年度) |
|-----|--------------------|--------------------------|--------------|
| I-1 | 一人一日当たりの廃棄物排出量 | 1050 g/日・人 (平成 29 年度) | 895 g/日・人 |
| I-2 | 一般廃棄物のリサイクル率 | 31.2% (平成 29 年度) | 35% |
| I-3 | 食品ロス食べきり協力店の登録数 | 78 件 (平成 30 年度) | 300 件 |
| I-4 | プラスチック削減取組企業等の登録件数 | 12 件 (令和元年 12 月) | 100 件 |

「環境にやさしい県庁率先行動計画」の改訂骨子案

令和4年2月21日

総務課

2030年度における温室効果ガス削減目標の引上げに伴う「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の一部改訂との整合を図るため、県の地球温暖化対策の実行計画である「環境にやさしい県庁率先行動計画」についても同様に温室効果ガス削減目標を引き上げることを内容とした一部改訂を行う。

1 環境にやさしい県庁率先行動計画の概要

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の実行計画（事務事業編）として、県の事務・事業に関する「温室効果ガスの排出量の削減」、「可燃ごみ排出量の削減」、「用紙購入量の削減」に係る目標値と目標達成に向けた県の取組内容を定め、地球温暖化対策に計画的に取り組んでいるものである。

平成11年3月に第1期を策定し、現在の第6期目（計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）では、実行計画の「区域施策編」である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」における温室効果ガスの削減目標と整合を図って策定している。

2 主な改訂点

(1) 第3章 「計画の目標とこれまでの取組状況」 <第6期計画の重点的に取り組む項目と目標>

○2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比）の引上げ（▲40%→▲60%）

(2) 2030年度▲60%（2013年度比）に向けた主な上乗せ施策例

| 取組み内容 | | 具体的施策 |
|---------|----------------------|--|
| 庁舎・行政活動 | 照明設備のLED化 | 鳥取県県有施設中長期保全計画（知事部局施設）（令和3年度改訂）において、照明設備LED化改修のロードマップを策定し、計画的に県有施設のLED化を推進する。2025年度までに築20年を経過した施設（60施設）のLED照明の導入を優先的に進め、さらに2030年度までにその他15施設の照明設備についても順次LED化を行い、導入割合100%を目指す。 |
| | 施設の高断熱・高気密化 | 建物の長寿命化のために外壁や外部建具の改修が予定されている施設について、長寿命化工事と併せて高断熱・高気密化改修を行い、段階的に継続して施設の省エネ化を推進する。（鳥取県県有施設中長期保全計画） （具体例） 複層ガラスの導入、既存の外壁に断熱パネルを設置 |
| | 太陽光発電導入に伴う自家消費 | 太陽光パネルの設置が可能な県有施設・県有地への太陽光発電設備の導入を推進し、再エネ由来の電力による自家消費量の増加を図る。 その際、県有施設への屋根貸し太陽光発電事業（PPA）の活用も視野に入れて推進を図る。 |
| | 再エネ比率の高い電力への転換 | 施設で使用する電力は、水力・太陽光などの再生可能エネルギー由来の比率の高い電力を優先的に調達する。 |
| 公用車 | 電動車 [*] の導入 | 公用車の車両更新時に併せて段階的に電動車への転換を加速化する。 [*] ハイブリッド車を含む |

内訳は、別紙「2030年度▲60%（2013年度比）温室効果ガス削減量内訳」参照。

〔環境にやさしい県庁率先行動計画〕 2030年度▲60% (2013年度比) 温室効果ガス削減量内訳

| | | 排出量 (t-CO ₂) | 従来削減 率 (%) | 上乗せ削 減率 (%) | 対 策 |
|----------------|-----------------------|-----------------------------|---------------|----------------|---|
| エネルギー基本計画の電源構成 | | ▲17,082 | ▲20.4 | ▲6.8 | 再生可能エネルギー比率引上げに伴う電気排出係数向上 |
| 取組 (案) | 目安 | | | | |
| 庁舎・行政活動 | 照明設備のLED化、施設の高断熱・高气密化 | ▲1,653 | | ▲2.6 | ・施設の照明設備のLED化 (2030年度までに知事部局施設 (75施設) 100%導入) ・外壁・建具改修施設の高断熱・気密化の計画的改修 |
| | 太陽光発電導入に伴う自家消費 | ▲773 | | ▲1.2 | ・県有施設・県有地への太陽発電設備の導入による再エネ自家消費の増 ・屋根貸し太陽光発電設備 (PPA) の導入 |
| | 再エネ比率の高い電力への転換 | ▲5,496 | | ▲8.8 | ・再生可能エネルギー比率の高い電力の優先調達 |
| | 省エネ | 電力消費 2013年度比 ▲15%等 | ▲9,496 | ▲15.2 | ・環境配慮を意識した働き方の推進 (時間外勤務縮減、クールビズ・ウォームビズ、節電の徹底等) ・AI、RPAを活用した業務の効率化、省エネ化 |
| 公用車 | 電動化 | ▲371 | | ▲0.6 | ・車両更新時に電動車 (ハイブリット車を含む) に段階的に転換 |
| | 省エネ | ガソリン等消費 2013年度比 ▲30% | ▲1,192 | ▲1.9 | ・WEB会議、電子メール等の活用による出張の減 ・公共交通機関利用促進 ・エコドライブの励行 |
| 非エネルギー | | ▲1,646 | ▲2.6 | | 廃棄物削減により廃棄物由来の排出削減を推進 |
| 計 | | ▲37,709 | ▲40.1 | ▲20.0 | 合計▲60.1% |

■ : 従来削減目標 ■ : 今回の見直し上乗せ

赤字：事務局による加筆・修正 青地：パブコメ、部会委員意見等を受けての加筆・修正

| 現行 | | 見直し案 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|-------|-----|-----|----------|-----|--|--|--|-------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|
| 表紙 | | 表紙 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>制 定</td> <td>令和3年4月1日</td> <td>第1版</td> </tr> </table> | | 年 月 日 | 備 考 | 制 定 | 令和3年4月1日 | 第1版 | | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>制 定</td> <td>令和3年4月1日</td> <td>第1版</td> </tr> <tr> <td>改 訂</td> <td>令和4年4月1日</td> <td>第2版</td> </tr> </table> | | 年 月 日 | 備 考 | 制 定 | 令和3年4月1日 | 第1版 | 改 訂 | 令和4年4月1日 | 第2版 |
| | 年 月 日 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制 定 | 令和3年4月1日 | 第1版 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 年 月 日 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制 定 | 令和3年4月1日 | 第1版 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改 訂 | 令和4年4月1日 | 第2版 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目 次 | | 目 次 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1章 計画改訂の背景 | 1 | 第1章 計画改訂の背景 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 国の取組 | 1 | 1 国の取組 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 県の取組 | 1 | 2 県の取組 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2章 計画の目的、位置づけ、概要 | 2 | 第2章 計画の目的、位置づけ、概要 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 計画の目的 | 2 | 1 計画の目的 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 計画の位置づけ | 2 | 2 計画の位置づけ | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における位置付け | 2 | (1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における位置付け | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 鳥取県地球温暖化対策条例による位置づけ | 2 | (2) 鳥取県地球温暖化対策条例による位置づけ | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組 | 4 | (3) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 計画の目標 | 4 | 3 計画の目標 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 計画の期間 | 4 | (1) 計画の期間 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 基準年度 | 4 | (2) 基準年度 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 計画の対象 | 4 | (3) 計画の対象 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 本計画における用語の説明 | 5 | 4 本計画における用語の説明 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3章 計画の目標とこれまでの取組状況 | 6 | 第3章 計画の目標とこれまでの取組状況 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの取組 | 6 | これまでの取組 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6期計画の重点的に取り組む項目と目標 | 7 | 第6期計画の重点的に取り組む項目と目標 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6期目標達成に向けての課題と取組方針 | 7 | 第6期目標達成に向けての課題と取組方針 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 温室効果ガス排出量の削減 | 8 | 1 温室効果ガス排出量の削減 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 第6期計画における温室効果ガス排出量の削減目標 | 8 | (1) 第6期計画における温室効果ガス排出量の削減目標 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 第5期計画の達成状況 | 9 | (2) 第5期計画の達成状況 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 可燃ごみ排出量の削減 | 12 | 2 可燃ごみ排出量の削減 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 第6期計画における可燃ごみ排出量の削減目標 | 12 | (1) 第6期計画における可燃ごみ排出量の削減目標 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 第5期計画の達成状況 | 13 | (2) 第5期計画の達成状況 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 コピー用紙購入量の削減 | 15 | 3 コピー用紙購入量の削減 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 第6期計画におけるコピー用紙購入量の削減目標 | 15 | (1) 第6期計画におけるコピー用紙購入量の削減目標 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 第5期計画の達成状況 | 15 | (2) 第5期計画の達成状況 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------------------------|----|
| 4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進 | 18 |
| (1) 第6期計画における目標 | 18 |
| 第4章 目標達成に向けた取組内容 | 19 |
| 1 省資源・省エネルギーの推進 | 19 |
| 2 4Rの推進 | 21 |
| 3 環境に配慮した物品等の調達 | 23 |
| 4 環境に配慮した契約の推進 | 23 |
| 5 森林の整備・保全の推進 | 23 |
| 6 その他環境配慮の推進 | 24 |
| 7 職員への研修及び率先行動 | 25 |
| 8 率先行動計画の取組への協力要請 | 25 |
| 9 働き方改革・ICTを活用した取組 | 26 |
| 第5章 計画の推進・結果の公表 | 27 |
| 1 推進体制 | 27 |
| 2 推進方法 | 27 |
| 3 結果の公表 | 27 |
| 参考1 環境管理システムに基づくPDCAサイクル | 28 |
| 参考2 県庁TEASの組織図 | 28 |
| 参考3 点検票様式（環境にやさしい県庁率先行動計画DB） | 29 |
| 参考4 研修記録票（環境にやさしい県庁率先行動計画DB） | 31 |

| | |
|------------------------------|----|
| 4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進 | 18 |
| (1) 第6期計画における目標 | 18 |
| 第4章 目標達成に向けた取組内容 | 19 |
| 1 省資源・省エネルギーの推進 | 19 |
| 2 4Rの推進 | 21 |
| 3 環境に配慮した物品等の調達 | 23 |
| 4 環境に配慮した契約の推進 | 23 |
| 5 森林の整備・保全の推進 | 23 |
| 6 その他環境配慮の推進 | 24 |
| 7 職員への研修及び率先行動 | 25 |
| 8 率先行動計画の取組への協力要請 | 25 |
| 9 働き方改革・ICTを活用した取組 | 26 |
| 第5章 計画の推進・結果の公表 | 27 |
| 1 推進体制 | 27 |
| 2 推進方法 | 27 |
| 3 結果の公表 | 27 |
| 参考1 環境管理システムに基づくPDCAサイクル | 28 |
| 参考2 県庁TEASの組織図 | 28 |
| 参考3 点検票様式（環境にやさしい県庁率先行動計画DB） | 29 |
| 参考4 研修記録票（環境にやさしい県庁率先行動計画DB） | 31 |

第1章 計画改訂の背景

近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる、多雨傾向や猛暑日の増加、海面水温の上昇、生物多様性の損失、動植物の分布域の変化、そして毎年のように発生する甚大な水害など、世界各地で深刻な問題が発生しており、その対策は喫緊の課題となっています。

これを踏まえ、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、全ての国が「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」ために行動することが目標として定められました。

また、2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2018（平成30）年12月の「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）」で、同協定の実施指針が採択されました。この中では、温室効果ガスの削減目標を設定し、削減に取り組むことが締約各国に義務づけられています。

そして、地球上で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて行動を起こしはじめています。

1 国の取組

国は、「パリ協定」採択を受け、2016（平成28）年5月に、我が国全体の温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のために実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」を策定しました。そして、「パリ協定」に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019（令和元）年6月に閣議決定しました。

さらに、地球温暖化、そして年々深刻化する海洋プラスチックごみへの対策として、2019（令和元）年5月に、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定し、同年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに新たな海洋プラスチックごみによる汚染をゼロとすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が盛り込まれた「大阪宣言」が採択されました。

また、2020（令和2）年10月に「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」方針を発表し、同年12月、国が地方自治体と協議して策定する2050年までの工程表の骨格を示しました。

第1章 計画改訂の背景

近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる、多雨傾向や猛暑日の増加、海面水温の上昇、生物多様性の損失、動植物の分布域の変化、そして毎年のように発生する甚大な水害など、世界各地で深刻な問題が発生しており、その対策は喫緊の課題となっています。

これを踏まえ、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、全ての国が「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」ために行動することが目標として定められました。

また、2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2018（平成30）年12月の「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）」で、同協定の実施指針が採択されました。この中では、温室効果ガスの削減目標を設定し、削減に取り組むことが締約各国に義務づけられました。

その後、2021（令和3）年11月、「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」において、「グラスゴー気候合意」が採択され、産業革命以前に比べて平均気温上昇の幅を1.5℃以内に抑える努力を追求し、今世紀半ばのカーボンニュートラルとその重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれるなど、世界各国でカーボンニュートラルに向けた取組の加速が求められています。

そして、地球上で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて行動を起こしはじめています。

1 国の取組

国は、「パリ協定」採択を受け、2016（平成28）年5月に、我が国全体の温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のために実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」を策定しました。そして、「パリ協定」に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019（令和元）年6月に閣議決定しました。

さらに、地球温暖化、そして年々深刻化する海洋プラスチックごみへの対策として、2019（令和元）年5月に、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定し、同年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに新たな海洋プラスチックごみによる汚染をゼロとすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が盛り込まれた「大阪宣言」が採択されました。

また、2020（令和2）年10月に温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言を表明するとともに、「気候変動サミット」（2021（令和3）年4月）において、従来の目標を大きく引き上げ、「2013年度比で46%削減、さらに50%削減の高みを目指す」とする目標を表明しました。政府は、この新たな削減目標の達成に向けて、2050年カーボンニュートラルの実現を明記し脱炭素化の取組を促進するための「地

2 県の取組

本県では、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、1996（平成8）年10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（以下、「基本条例」といいます。）を制定しました。

この基本条例に基づき、1999（平成11）年3月に「鳥取県環境基本計画」を策定し、地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応のため2005（平成17）年2月に鳥取県環境基本計画を改定、東日本大震災を契機とした新たな環境問題への取組のため、2012（平成24）年3月に「第2次鳥取県環境基本計画」を策定してきました。

2011（平成23）年度には、『NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』ことを目標とし、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの10年間に講じるべき施策の基本的方向性を示すとともに、その実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、様々な施策を展開してきました。

そして、令和の新時代の幕開けに際し、鳥取県の豊かな環境と自然を後生に引き継ぎ、持続可能な社会をこの鳥取の地から創造していくため、県、市町村、企業・団体、そして県民の皆さん、あらゆる主体が環境実践に取り組んでいくという考えのもと、第二次鳥取県環境基本計画期間終了に先立ち、2020（令和2）年3月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しました。

また、2020（令和2）年1月に「2050年のCO₂排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、県民や企業、学校等と協働し、様々な取組を推進しています。

第2章 計画の目的、位置づけ、概要

4 本計画における用語の説明

- ・鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）

TEASは、県内の中小企業、学校等の環境配慮活動への取組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を審査登録・公表する本県独自の制度です。

球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（2021（令和3）年5月）、2030年度までに脱炭素地域を実現し、全国津々浦々に脱炭素ドミノを起こすことを目的とした「脱炭素ロードマップ」の策定（2021（令和3）年6月）、新たな2030年度削減目標実現の道筋を描いた「地球温暖化対策計画」の改定（2021（令和3）年10月）、再生可能エネルギーの電源比率を増やすなどエネルギー政策の道筋を示した「第6次エネルギー基本計画」の改定（2021（令和3）年10月）を行いました。

2 県の取組

本県では、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、1996（平成8）年10月に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下、「基本条例」といいます。）を制定しました。

この基本条例に基づき、1999（平成11）年3月に「鳥取県環境基本計画」を策定し、地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応のため2005（平成17）年2月に「鳥取県環境基本計画」を改定、東日本大震災を契機とした新たな環境問題への取組のため、2012（平成24）年3月に「第2次鳥取県環境基本計画」を策定してきました。

2011（平成23）年度には、『NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』ことを目標とし、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの10年間に講じるべき施策の基本的方向性を示すとともに、その実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、様々な施策を展開してきました。

そして、令和の新時代の幕開けに際し、鳥取県の豊かな**自然と環境**を**後世**に引き継ぎ、持続可能な社会をこの鳥取の地から創造していくため、県、市町村、企業・団体、そして県民の皆さん、あらゆる主体が環境実践に取り組んでいくという考えのもと、「第2次鳥取県環境基本計画」期間終了に先立ち、2020（令和2）年3月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しました。

また、2020（令和2）年1月に「2050年のCO₂排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を**国に先駆けて行うとともに、「鳥取県気候非常事態」を宣言（2022（令和4）年1月）し、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局に向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにしました。そこで従来から取り組んできた温室効果ガス削減行動をさらに加速するため「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を一部改訂2022（令和4）年3月し、計画を県民の皆さんと広く共有し、取組を進めていきます。**

※「温室効果ガス」：主な温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）のほかメタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

第2章 計画の目的、位置づけ、概要

4 本計画における用語の説明

- ・鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）

TEASは、県内の中小企業、学校等の環境配慮活動への取組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を審査登録・公表する本県独自の制度です。

・TEAS サイト

- TEAS サイトとは、TEAS（テス）を管理する事務局のことで以下の8サイトがあります。
- 本庁サイト（1サイト）：本庁舎、第二庁舎、議会棟、県警本部
 - 地方機関サイト（7サイト）：東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、西部福祉保健局、西部総合事務所日野振興センター、衛生環境研究所

第3章 計画の目標とこれまでの取組状況

＜第6期計画の重点的に取り組む項目と目標＞

第6期計画で重点的に取り組む項目として、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」及びこれまで本計画により行ってきた取組、実績を踏まえ、2030（令和12）年度までの削減目標を次のとおり定めます。

| 項目 | 2013年度 (基準値) | 2030年度削減目標 (基準値に対する削減率) | | 2030年 目標値 |
|----------------------------------|-----------------|----------------------------|--------|--------------|
| 1 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) | 62,696 | ▲40% | 25,078 | 37,618 |
| 2 可燃ごみ排出量 (kg) | | | | |
| 県立病院以外 | 206,537 | ▲18% | 37,176 | 169,361 |
| 県立病院(※) | 354,943(※) | ▲12%(※) | 42,593 | 312,350 |
| 3 コピー用紙購入量 (kg) | 186,266 | ▲18% | 33,527 | 152,739 |
| 4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進 | | | | |

- 温室効果ガス排出量の削減目標は、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（県実行計画：区域施策編）における温室効果ガス削減目標「2030年度末までに2013年度比40%削減」と整合します。
- 可燃ごみ排出量及びコピー用紙購入量については、温室効果ガス排出量には直接反映されないものの、可燃ごみの焼却や用紙の製造、コピー機の使用に繋がることから、間接的に温室効果ガスを排出するものであるため、本計画では使用量の削減に取り組むものとします。
- 可燃ごみ排出量及びコピー用紙購入量の削減目標は、1年で1%以上の削減を目指し、「2030年度に2013年度比18%削減」を目標とします。
- 本県全体で取り組む「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を、県が率先して取り組むことにより、市町村・事業者・県民の行う自主的な取組の促進を図ることを目標とします。
- ※県立病院の可燃ごみ排出量については、厚生病院で2016年度から生ごみ処理方法が変更（故障のため）されたこと、さらに中央病院の建替に伴う病床数の増加（2019年12月移転）など、本計画が基準年度とする2013（平成25）年度から施設環境が大幅に変わっているため、直近の2019（令和元）年度を基準年度とします。

・TEAS サイト

- TEAS サイトとは、TEAS（テス）を管理する事務局のことで以下の8サイトがあります。
- 本庁サイト（1サイト）：本庁舎、第二庁舎、議会棟、県警本部
 - 地方機関サイト（7サイト）：東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、西部福祉保健局、西部総合事務所日野振興センター、衛生環境研究所

第3章 計画の目標とこれまでの取組状況

＜第6期計画の重点的に取り組む項目と目標＞

第6期計画で重点的に取り組む項目として、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」及びこれまで本計画により行ってきた取組、実績を踏まえ、2030（令和12）年度までの削減目標を次のとおり定めます。

| 項目 | 2013年度 (基準値) | 2030年度削減目標 (基準値に対する削減率) | | 2030年 目標値 |
|----------------------------------|-----------------|----------------------------|--------|--------------|
| 1 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) | 62,696 | ▲60% | 37,618 | 25,078 |
| 2 可燃ごみ排出量 (kg) | | | | |
| 県立病院以外 | 206,537 | ▲18% | 37,176 | 169,361 |
| 県立病院(※) | 354,943(※) | ▲12%(※) | 42,593 | 312,350 |
| 3 コピー用紙購入量 (kg) | 186,266 | ▲18% | 33,527 | 152,739 |
| 4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進 | | | | |

- 温室効果ガス排出量の削減目標は、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（県実行計画：区域施策編）における温室効果ガス削減目標「2030年度末までに2013年度比60%削減」と整合します。
- 可燃ごみ排出量及びコピー用紙購入量については、温室効果ガス排出量には直接反映されないものの、可燃ごみの焼却や用紙の製造、コピー機の使用に繋がることから、間接的に温室効果ガスを排出するものであるため、本計画では使用量の削減に取り組むものとします。
- 可燃ごみ排出量及びコピー用紙購入量の削減目標は、1年で1%以上の削減を目指し、「2030年度に2013年度比18%削減」を目標とします。
- 本県全体で取り組む「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を、県が率先して取り組むことにより、市町村・事業者・県民の行う自主的な取組の促進を図ることを目標とします。
- ※県立病院の可燃ごみ排出量については、厚生病院で2016年度から生ごみ処理方法が変更（故障のため）されたこと、さらに中央病院の建替に伴う病床数の増加（2019年12月移転）など、本計画が基準年度とする2013（平成25）年度から施設環境が大幅に変わっているため、直近の2019（令和元）年度を基準年度とします。

1 温室効果ガス排出量の削減

(1) 第6期計画における温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度末までに、2013年度比40%削減を目標とします

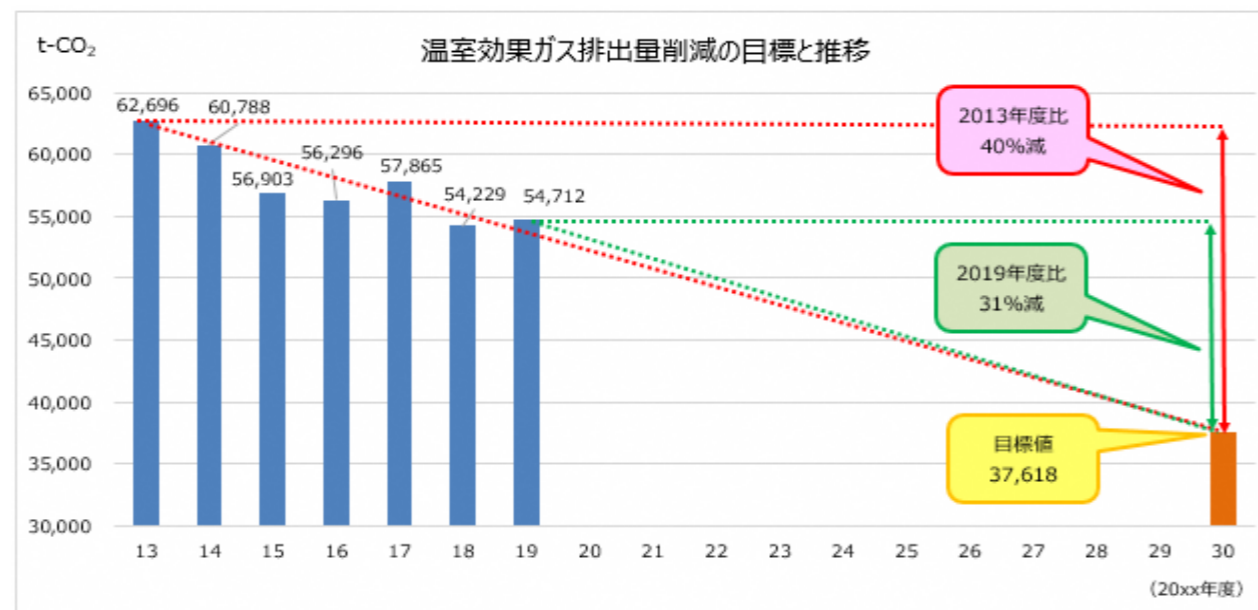
<目標設定の考え方>

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（県実行計画：区域施策編）における温室効果ガス削減目標「2030年度末までに2013年度比40%削減」と整合します。

<算定方法と根拠>

- （※1）温室効果ガス排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）第3条に基づく排出係数、第4条に基づく地球温暖化係数、及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月）を用いて算定します。
- 公用車燃料、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)を除くデータは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）第16条第1項に基づく定期報告の数値を使用します。
- 公用車燃料、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)は、関係機関から提出されるデータを元に、（※1）に基づき算定します。
- ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、（※1）に基づき、以下の計算で算定します。

知事部局で集中管理している公用車台数×0.010(CO₂排出係数)×1,430(地球温暖化係数)（※2）
（※2）カーエアコンに使用されるHFC-134a(1,1,1,2-テトラフルオロエタン)の地球温暖化係数



※第6期計画では、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の数値を算定しました。

1 温室効果ガス排出量の削減

(1) 第6期計画における温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度末までに、2013年度比60%削減を目標とします

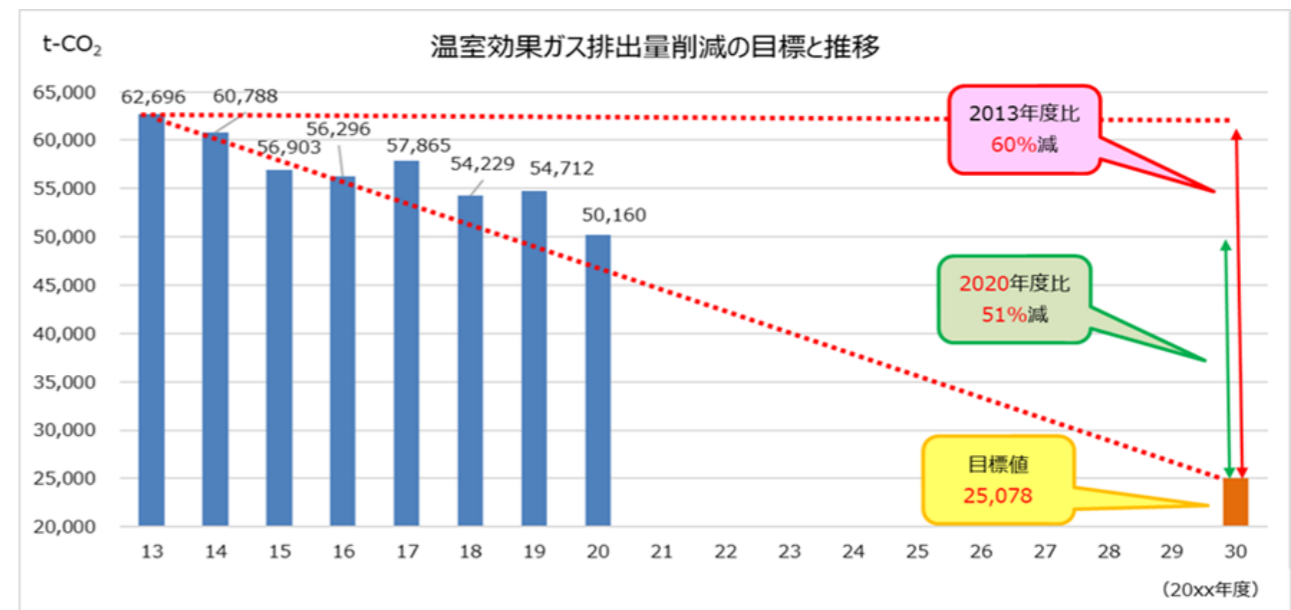
<目標設定の考え方>

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（県実行計画：区域施策編）における温室効果ガス削減目標「2030年度末までに2013年度比60%削減」と整合します。

<算定方法と根拠>

- （※1）温室効果ガス排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）第3条に基づく排出係数、第4条に基づく地球温暖化係数、及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月）を用いて算定します。
- 公用車燃料、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)を除くデータは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）第16条第1項に基づく定期報告の数値を使用します。
- 公用車燃料、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)は、関係機関から提出されるデータを元に、（※1）に基づき算定します。
- ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、（※1）に基づき、以下の計算で算定します。

知事部局で集中管理している公用車台数×0.010(CO₂排出係数)×1,430(地球温暖化係数)（※2）
（※2）カーエアコンに使用されるHFC-134a(1,1,1,2-テトラフルオロエタン)の地球温暖化係数



※第6期計画では、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の数値を算定しました。

4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進

(1) 第6期計画における目標

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進を図ります

<目標設定の考え方>

本県の実行計画（区域施策編）である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、県全体で取り組むべき計画です。

県が率先してこのプランの推進を図ることで、市町村・事業者・県民の行う自主的な取組を促進することを目標とします。

<対象施設>

全ての施設を対象とします。

<具体的な取組例>

○庁舎管理活動、公共事業などの環境への影響が考えられる事業、有益な環境影響のある事業（令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン関連施策）については、職員支援課が作成する「工程表DB」において事業の目標設定、進捗管理を行い、県ホームページで公表します。

○職員自ら積極的に地域の環境保全活動に参加し、県庁事務・事業におけるオフィス活動においても日常的な環境負荷の軽減に努めます。

<活動例>

| 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の環境施策 | 県庁・職員による取組例 |
|------------------------------|---|
| I 循環型社会の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物分別、資源ごみのリサイクル活動の徹底 ○働き方改革やICTの活用などによるペーパーレス化の推進 ○食べ残しなど、食品ロスの削減 ○環境負荷軽減を考えた物品等の購入 |
| II 低炭素社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊」（地域交通政策課）への積極的な参加 ○「とっとりクールダウンウィーク」（8月）、「とっとりホリデイ」（年末年始）の実施（職員支援課：働き方改革の一環として職員の休暇取得促進、休暇の分散化等を図る取組） ○次世代型自動車導入の検討 ○空調など、庁舎管理における環境負荷軽減の検討 ○庁舎管理における再生可能エネルギー導入の検討 |

4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進

(1) 第6期計画における目標

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進を図ります

<目標設定の考え方>

本県の実行計画（区域施策編）である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、県全体で取り組むべき計画です。

県が率先してこのプランの推進を図ることで、市町村・事業者・県民の行う自主的な取組を促進することを目標とします。

<対象施設>

全ての施設を対象とします。

<具体的な取組例>

○庁舎管理活動、公共事業などの環境への影響が考えられる事業、有益な環境影響のある事業（「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」関連施策）については、職員支援課が作成する「工程表DB」において事業の目標設定、進捗管理を行い、県ホームページで公表します。

○職員自ら積極的に地域の環境保全活動に参加し、県庁事務・事業におけるオフィス活動においても日常的な環境負荷の軽減に努めます。

<活動例>

| 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の環境施策 | 県庁・職員による取組例 |
|------------------------------|---|
| I 循環型社会の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物分別、資源ごみのリサイクル活動の徹底 ○働き方改革やICTの活用などによるペーパーレス化の推進 ○食べ残しなど、食品ロスの削減 ○環境負荷軽減を考えた物品等の購入 |
| II 脱炭素社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊」（地域交通政策課）への積極的な参加 ○「とっとりクールダウンウィーク」（8月）、「とっとりホリデイ」（年末年始）の実施（職員支援課：働き方改革の一環として職員の休暇取得促進、休暇の分散化等を図る取組） ○次世代型自動車導入の検討 ○空調など、庁舎管理における環境負荷軽減の検討 ○庁舎管理における再生可能エネルギー導入の検討 |

| | |
|-----------------------------|--|
| III 自然・生物との共生 IV 生活環境の保全 | ○地域の生態系保護活動への参加 ・鳥取砂丘除草ボランティア、特定外来生物オオキンケイギクの駆除作業など ○地域の清掃活動への参加 ・鳥取砂丘（ジオパーク）一斉清掃、湖山池アダプトプログラム一斉清掃、日吉津海岸クリーン作戦、クリーンアップ in 加茂川、緑水湖桜ロード美化ボランティア、「道の日清掃」などの道路清掃ボランティア、県庁周辺の清掃（職員支援課）など |
| V 環境活動の協働 | ○職員の地域での環境保護・保全活動への積極的な参加（町内会行事、研修会への参加等） |

第4章 目標達成に向けた取組内容

具体的な取組内容は次のとおりとし、次の項目に掲げられていないものでも、各所属で工夫し、自主的な取組に努めるものとします。

ただし、地方機関、学校、病院等において、業務の性格上等により取組が困難な項目については、業務に支障のない範囲で、できるだけ実施することとします。

| 主な取組 | 目標との関連 | | | |
|--------------------|--------------|----------|--------|-----------------|
| | 温室効果ガス排出量の削減 | 可燃ごみの排出量 | 用紙の購入量 | 環境イニシアティブプランの推進 |
| 1 省資源・省エネルギーの推進 | ◎ | ○ | | ◎ |
| 2 4Rの推進 | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 3 環境に配慮した物品等の調達 | ○ | ○ | | ◎ |
| 4 環境に配慮した契約の推進 | ○ | ○ | | ◎ |
| 5 森林の整備・保全の推進 | ○ | | | ◎ |
| 6 その他環境配慮の推進 | ○ | ○ | | ◎ |
| 7 職員への研修及び率先行動 | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 8 率先行動計画の取組への協力要請 | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 9 働き方改革・ICTを活用した取組 | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |

◎：直接的に効果 ○：間接的に効果

| | |
|-----------------------------|--|
| III 自然・生物との共生 IV 生活環境の保全 | ○地域の生態系保護活動への参加 ・鳥取砂丘除草ボランティア、特定外来生物オオキンケイギクの駆除作業など ○地域の清掃活動への参加 ・鳥取砂丘（ジオパーク）一斉清掃、湖山池アダプトプログラム一斉清掃、日吉津海岸クリーン作戦、クリーンアップ in 加茂川、緑水湖桜ロード美化ボランティア、「道の日清掃」などの道路清掃ボランティア、県庁周辺の清掃（職員支援課）など |
| V 環境活動の協働 | ○職員の地域での環境保護・保全活動への積極的な参加（町内会行事、研修会への参加等） |

第4章 目標達成に向けた取組内容

具体的な取組内容は次のとおりとし、次の項目に掲げられていないものでも、各所属で工夫し、自主的な取組に努めるものとします。

ただし、地方機関、学校、病院等において、業務の性格上等により取組が困難な項目については、業務に支障のない範囲で、できるだけ実施することとします。

| 主な取組 | 目標との関連 | | | |
|--------------------|--------------|----------|--------|-----------------|
| | 温室効果ガス排出量の削減 | 可燃ごみの排出量 | 用紙の購入量 | 環境イニシアティブプランの推進 |
| 1 省資源・省エネルギーの推進 | ◎ | ○ | | ◎ |
| 2 4Rの推進 | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 3 環境に配慮した物品等の調達 | ○ | ○ | | ◎ |
| 4 環境に配慮した契約の推進 | ○ | ○ | | ◎ |
| 5 森林の整備・保全の推進 | ○ | | | ◎ |
| 6 その他環境配慮の推進 | ○ | ○ | | ◎ |
| 7 職員への研修及び率先行動 | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 8 率先行動計画の取組への協力要請 | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 9 働き方改革・ICTを活用した取組 | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |

◎：直接的に効果 ○：間接的に効果

1 省資源・省エネルギーの推進

(1) 電気使用量、庁舎燃料使用量の削減

<各所属（職員）における取組>

- ①始業前、昼休憩の消灯を徹底します。
- ②時間外勤務時は、必要最小限のスペースのみの点灯とします。
- ③日照時間が長い時期（5月1日～9月30日）は、時間外勤務時に執務室の一斉消灯を実施します。
- ④窓側のみ消灯が可能な所属においては、日中は事務室内の窓側の照明を消灯します。
- ⑤昼休憩時や長時間の席空け時等は、各自のパソコンがスタンバイ状態になるように設定します。
- ⑥コピー機、シュレッダー等の周辺OA機器は、昼休憩時等長時間使用しない時、及び時間外勤務時において使用見込みのない時は電源を切ります。
- ⑦パソコン、コピー機等は省電力モードを活用します。
- ⑧勤務終了時には、原則各自のパソコンのコンセントを抜きます。
- ⑨電気ポットを使用する場合は、保温温度はなるべく低く設定します。
- ⑩最寄り階への移動は、階段を利用します。
- ⑪近くに手動ドアがある場合、自動ドアの利用は自粛します。
- ⑫冷暖房期間中は、原則窓のブラインドを下ろします。トイレ等の扉は開放しません。
- ⑬原則、庁舎暖房中は、ストーブ等の補助暖房機は使用しません。
- ⑭夏期及び冬期においては、クールビズ（実施期間：5月1日～10月31日）及び、ウォームビズ（実施期間：11月1日～3月31日）を心掛けます。
- ⑮ガスコンロの設置が認められている機関においては、お湯の沸かし過ぎがないよう注意します。
- ⑯瞬間湯沸かし器の設置が認められている機関においては、湯沸かし器の使用後はタネ火を確実に消します。
- ⑰暖房便座トイレの使用後は、必ずフタを閉じます。
- ⑱ノー残業デーによる一斉退庁の取組を徹底します。
- ⑲事務の効率的遂行により、時間外勤務を削減します。

<庁舎管理担当課における取組>

- ①廊下、階段、便所等においては、庁舎管理上支障のない範囲で3分の2程度の消灯を行います。
- ②エレベーターの間引き運転を実施します。
- ③冷暖房機器は、以下の基準に沿って適切に運転します。
 - ・冷房：原則室温28℃以下となるように冷房機器を運転する。（期間：6/1～9/30）
ただし、多湿季等著しく不快と判断される場合（暑さ指数（WBGT）27℃程度）は、上記基準に拘わらず冷房を実施する。

1 省資源・省エネルギーの推進

(1) 電気使用量、庁舎燃料使用量の削減

<各所属（職員）における取組>

- ①始業前、昼休憩の消灯を徹底します。
- ②時間外勤務時は、必要最小限のスペースのみの点灯とします。
- ③日照時間が長い時期（5月1日～9月30日）は、時間外勤務時に執務室の一斉消灯を実施し、**点灯が必要な場所のみ再点灯**します。
- ④窓側のみ消灯が可能な所属においては、日中は事務室内の窓側の照明を消灯します。
- ⑤昼休憩時や長時間の席空け時等は、各自のパソコンがスタンバイ状態になるように設定します。
- ⑥コピー機、シュレッダー等の周辺OA機器は、昼休憩時等長時間使用しない時、及び時間外勤務時において使用見込みのない時は電源を切ります。
- ⑦パソコン、コピー機等は省電力モードを活用します。
- ⑧勤務終了時には、原則各自のパソコンのコンセントを抜きます。
- ⑨電気ポットを使用する場合は、保温温度はなるべく低く設定します。
- ⑩最寄り階への移動は、階段を利用します。
- ⑪近くに手動ドアがある場合、自動ドアの利用は自粛します。
- ⑫冷暖房期間中は、原則窓のブラインドを下ろします。トイレ等の扉は開放しません。
- ⑬原則、庁舎暖房中は、ストーブ等の補助暖房機は使用しません。
- ⑭夏期及び冬期においては、クールビズ（実施期間：5月1日～10月31日）及び、ウォームビズ（実施期間：11月1日～3月31日）を心掛けます。
- ⑮ガスコンロの設置が認められている機関においては、お湯の沸かし過ぎがないよう注意します。
- ⑯瞬間湯沸かし器の設置が認められている機関においては、湯沸かし器の使用後はタネ火を確実に消します。
- ⑰暖房便座トイレの使用後は、必ずフタを閉じます。
- ⑱ノー残業デーによる一斉退庁の取組を徹底します。
- ⑲事務の効率的遂行により、時間外勤務を削減します。

<庁舎管理担当課における取組>

- ①廊下、階段、**トイレ**等においては、庁舎管理上支障のない範囲で3分の2程度の消灯を行います。
- ②エレベーターの間引き運転を実施します。
- ③冷暖房機器は、以下の基準に沿って適切に運転します。
 - ・冷房：原則室温28℃以下となるように冷房機器を運転する。（期間：6/1～9/30）
ただし、多湿季等著しく不快と判断される場合（暑さ指数（WBGT）27℃程度）は、上記基準に拘わらず冷房を実施する。

- ・暖房：原則室温 18℃以上となるように暖房機器を運転する。（期間：12/1～3/31）
ただし、執務室の換気対策を踏まえ、室温の状況を確認しながら柔軟に対応する。
- ④温水洗浄便座はタイマー機能を使い、夜間（21 時～6 時）は節電モードを活用します。
- ⑤自動販売機はイルミネーションの消灯や冷温調節（1～2 度）を行います。
- ⑥自動販売機の設置にあたっては、省エネルギー型の導入、更新を行うとともに、台数の見直しに努めます。
- ⑦敷地内における緑化の推進を検討します。

<庁舎管理担当課、営繕担当課における取組>

○省エネルギー促進

- ①省エネルギー型の照明機器への切替え、導入を図ります。
- ②県庁舎等の照明について、実現可能性、優先度を踏まえた積極的な LED 化を行います。
- ③エアコン更新の加速、省エネ型機器導入による節電を行います。
- ④深夜電力の活用を図ることが適当な場合には、深夜電力利用機器の導入を検討します。
- ⑤エレベーター運転の高度制御、空調機器の運転制御が行える設備の整備を検討します。
- ⑥新築施設においては、高効率空調及び高効率照明の導入、複層ガラス、屋上緑化等による断熱化等の省エネ設備導入及び再生可能エネルギーの導入を検討し、ZEB 化（※）の検討を進めます。
※ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のことをいいます。
- ⑦既設の大型施設における重点的な省エネ施設への更新を行います。
- ⑧庁舎等における ESCO 事業（※）の導入を検討します。
※ESCO 事業とは、Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）事業の略で、省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄う事業のことです。
- ⑨庁舎等の施設で用いる燃焼設備の改修等にあたっては、プロパンガス、天然ガス等の環境負荷が相対的に少ない燃料の使用を検討します。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ①風力発電や太陽光発電の導入など、自然エネルギーの有効利用を検討します。
- ②廃熱等の未利用エネルギーの利用を検討します。

※暑さ指数（WBGT）とは、人間の熱バランスに影響の大きい「気温」、「湿度」、「輻射熱」、「気流」の要素を取り入れた温度の指標。一般的に同指標で 28℃以上となれば熱中症発症率が急激に高まる。

- ・暖房：原則室温 18℃以上となるように暖房機器を運転する。（期間：12/1～3/31）
ただし、執務室の換気対策を踏まえ、室温の状況を確認しながら柔軟に対応する。
- ④温水洗浄便座はタイマー機能を使い、夜間（21 時～6 時）は節電モードを活用します。
- ⑤自動販売機はイルミネーションの消灯や冷温調節（1～2 度）を行います。
- ⑥自動販売機の設置にあたっては、省エネルギー型の導入、更新を行うとともに、台数の見直しに努めます。
- ⑦敷地内における緑化の推進を検討します。

<庁舎管理担当課、営繕担当課における取組>

○省エネルギー促進

- ①県有施設の照明設備の LED への切替え、導入を加速化します。
- ②県有施設の外壁・外部建具の改修工事に合わせて、高断熱・高气密化を推進します（複層ガラスの導入、既存の外壁に断熱パネル設置など）。
- ③エアコン更新の加速、省エネ型機器導入による節電を行います。
- ④深夜電力の活用を図ることが適当な場合には、深夜電力利用機器の導入を検討します。
- ⑤エレベーター運転の高度制御、空調機器の運転制御が行える設備の整備を検討します。
- ⑥新築施設においては、高効率空調及び高効率照明の導入、複層ガラス、屋上緑化等による断熱化等の省エネ設備導入及び再生可能エネルギーの導入を検討し、ZEB 化（※）の検討を進めます。
※ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のことをいいます。
- ⑦既設の大型施設における重点的な省エネ施設への更新を行います。
- ⑧庁舎等における ESCO 事業（※）の導入を検討します。
※ESCO 事業とは、Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）事業の略で、省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄う事業のことです。
- ⑨庁舎等の施設で用いる燃焼設備の改修等にあたっては、プロパンガス、天然ガス等の環境負荷が相対的に少ない燃料の使用を検討します。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ①太陽光パネルの設置可能な県有施設・県有地への太陽光発電設備の導入を推進し、再エネ由来の電力による自家消費量の増加を図ります。その際、県有施設への屋根貸し太陽光発電事業（PPA）の活用も視野に入れて推進を図ります。
※PPA とは、「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の略で、施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。
- ②県有施設において、再生可能エネルギー比率の高い電力を優先して調達することを検討します。
- ③風力発電や水力発電の導入などの、自然エネルギーの有効利用を推進します。
- ④廃熱等の未利用エネルギーの利用を検討します。

○効率的な熱利用推進

①氷蓄熱式エアコンやコージェネレーションシステム（熱電併給システム）等のエネルギー利用の合理化が図られる設備の導入を検討します。

○建物の高断熱高気密化（換気の最適化含む）促進

①既存庁舎等建築物の高断熱高気密化と通風・換気の実施を図る。（フィルム貼付、樹脂サッシへ交換、内窓設置、外壁断熱など）

○民間事業者のノウハウ活用

- ①省エネ診断の実施を検討します。
- ②民間事業者の技術やノウハウ、資金等を活用し、省エネルギーによる光熱水費の削減により、省エネルギー対策を推進する仕組みの導入について、技術動向等を踏まえ検討します。

<OA 機器調達担当課>

①OA 機器（コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンター等）は、情報セキュリティに配慮の上、複合機の導入や共有使用などにより、設置台数を必要最小限とするよう努めます。

(2) 公用車の燃料使用量の削減

<各所属（職員）における取組>

- ①公用車の利用に当たっては、同一方向の利用者を調整して、利用回数を削減します。
- ②近隣への出張の際は、徒歩、自転車、公共交通機関を積極的に利用します。
- ③遠方への出張の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、最寄り駅から公用車を利用するなど工夫します。
- ④待ち時間等の駐停車時は、アイドリングストップを励行します。
- ⑤急発進、空ぶかしはしない、不必要な荷物を積まない、車間距離をとり一定の速度で走行するなど、エコドライブに努めます。
- ⑥WEB 会議を利用することで、移動に伴う燃料の削減に努めます。

<公用車管理担当課における取組>

- ①タイヤの空気圧点検を定期的実施し、最適な空気圧を維持します。
- ②公用車の車両整備時には、「鳥取県グリーン購入調達方針」に基づき、低公害車（電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車、低排出ガスかつ低燃費車）を導入するとともに、低公害車の中でも、より低燃費・低消費エネルギーの車両の導入に努めます。
- ③更新時には、使用実態を踏まえ、適切な排気量の大きさの車両の導入に努めます。
- ④使用実態を踏まえ、公用車台数の見直しに努めます。

○効率的な熱利用推進

①氷蓄熱式エアコンやコージェネレーションシステム（熱電併給システム）等のエネルギー利用の合理化が図られる設備の導入を検討します。

○民間事業者のノウハウ活用

- ①省エネ診断の実施を検討します。
- ②民間事業者の技術やノウハウ、資金等を活用し、省エネルギーによる光熱水費の削減により、省エネルギー対策を推進する仕組みの導入について、技術動向等を踏まえ検討します。

<OA 機器調達担当課>

①OA 機器（コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンター等）は、情報セキュリティに配慮の上、複合機の導入や共有使用などにより、設置台数を必要最小限とするよう努めます。

(2) 公用車の燃料使用量の削減

<各所属（職員）における取組>

- ①公用車の利用に当たっては、同一方向の利用者を調整して、利用回数を削減します。
- ②近隣への出張の際は、徒歩、自転車、公共交通機関を積極的に利用します。
- ③遠方への出張の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、最寄り駅から公用車を利用するなど工夫します。
- ④待ち時間等の駐停車時は、アイドリングストップを励行します。
- ⑤急発進、空ぶかしはしない、不必要な荷物を積まない、車間距離をとり一定の速度で走行するなど、エコドライブに努めます。
- ⑥WEB 会議や電子メール等を利用することで出張を減らし、移動に伴う燃料の削減に努めます。

<公用車管理担当課における取組>

- ①タイヤの空気圧点検を定期的実施し、最適な空気圧を維持します。
- ②公用車の車両更新時には、「鳥取県グリーン購入基本方針」に定める調達方針に基づき、電動車（電気自動車、ハイブリット車など）の段階的な導入を推進します。電動車にできない車種についてはより低燃費・低消費エネルギーの車両の導入に努めます。
- ③更新時には、使用実態を踏まえ、適切な排気量の大きさの車両の導入に努めます。
- ④使用実態を踏まえ、公用車台数の見直しに努めます。

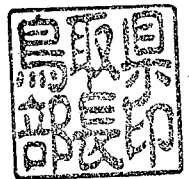
諮 問

鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第9条第1項の規定に基づく環境基本計画の改定について、同条第5項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

令和3年7月8日

鳥取県生活環境部長 池上 祥子



諮 問 理 由

本県においては、環境の保全及び創造に関する基本理念や施策の基本事項などを定めた「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的・中長期的な計画として「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（計画期間：令和２年度から令和１２年度まで）」を策定しています。

計画では、２０５０年二酸化炭素排出量実質ゼロを長期的な目標とし、そのための道標として２０３０年度における温室効果ガス４０％減（２０１３年度比）を目標として掲げています。

一方、国においては、昨年１０月、菅首相が「２０５０年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言したのに続き、今年４月の米国主催気候変動サミットにおける、２０３０年度温室効果ガス削減目標の大幅引き上げ（２０１３年度比２６％減→４６％減）の発表を受け、削減目標と統合的な電源構成等を盛り込む次期エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の改定に向けた議論が進められています。

ついては、これら政府方針の変化を踏まえ、県の削減目標の見直し、イニシアティブプランの改定について、貴審議会の意見を求めます。

また、令和３年３月に改定を行った「環境にやさしい県庁率先行動計画（第６期）」については、イニシアティブプランの削減目標値を踏まえて策定しているため、同計画の改定についても、貴審議会の意見を求めます。

鳥環審第21号
令和4年3月23日

鳥取県環境審議会長 様

鳥取県環境審議会企画政策部会長

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」及び「環境にやさしい県庁率先行動計画」の改訂の審議結果について(報告)

令和3年7月23日開催の環境審議会において企画政策部会に付議されたこのことについて、慎重審議した結果、別添「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(改訂案)」及び「環境にやさしい県庁率先行動計画(改訂案)」のとおりとすることが適当であると結論を得たので報告します。

(案)

鳥環審第■■■号
令和3年3月■■■日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」及び「環境にやさしい県庁率先行動計画」の改訂について(答申)

令和3年7月8日付けで諮問のあったこれらのことについては、慎重審議の結果、別添「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(改訂案)」及び「環境にやさしい県庁率先行動計画(改訂案)」のとおり改訂することが適当であると結論を得たので答申します。